

家庭動物等の飼養及び保管に 関する基準の解説

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の解説

目 次

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の解説	1
はじめに	1
第1 一般原則	3
第2 定 義	5
第3 飼養及び保管に当たったの配慮	7
第4 共通基準	11
1 所有の明示	11
2 健康及び安全の保持	12
3 生活環境の保全	15
4 適正な飼養数	17
5 繁殖制限	18
6 動物の輸送	20
7 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等	21
8 逸走防止等	29
9 危害防止	30
10 緊急時対策	32
第5 犬の飼養及び保管に関する基準	34
第6 ねこの飼養及び保管に関する基準	38
第7 学校、福祉施設等における飼養及び保管	42
第8 その他	44
第9 準 用	45
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準	46

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の解説

はじめに

「動物の保護及び管理に関する法律」は、わが国初の動物の愛護及び管理に関する法律として昭和48年に制定されました。同法に基づき、動物の健康・安全の保持、動物による人の生命、身体、財産への危害防止、動物による迷惑防止を図るための適正飼養の基準として、次のような動物の飼養及び保管に関する各種の基準が設けられてきたところです。

「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」（昭和50年7月16日告示）

「展示動物等の飼養及び保管等に関する基準」（昭和51年2月10日告示）

「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和55年3月27日告示）

「産業動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和62年10月9日告示）

近年、都市化の進展や核家族化、さらには社会の少子高齢化への流れを背景として、ペット等家庭動物の飼養に対する志向の広がりや、飼養者の生活における家庭動物の重要性の高まりがみられます。しかし、その一方で、動物の虐待事件が社会的に注目されたり、飼養者の不適正な飼養により動物をめぐるトラブルが近隣の迷惑問題となり、さらには棄てられたペットに由来する動物の野生化等により、在来の野生動物種が圧迫され生態系が攪乱されるなどの問題（移入種問題）等が起こっています。

このような状況を踏まえて、家庭動物等の飼養をより適正なものにすることによって、今後の家庭動物の重要性に対応した人と動物とのより良い関係づくり「人と動物との共生」を進めること、ならびにそのことを通じて生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現していくという社会的な要請に応えるため、「動物の保護及び管理に関する法律」は、平成11年12月に「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、法という。）」として改正され、平成12年12月に施行されています。

また、改正法の公布に先立つ平成11年12月17日には、「ペット動物に関する当面の方策について」が、「ペット動物の管理に関する関係省庁連絡会議」においてとりまとめられ、その中で「法に基づく動物の飼養及び保管に関する基準として、犬及びねこ以外の哺乳類・鳥類ならびに爬虫類を対象とする基準の制定を進めるとともに、犬及びねこに関する基準の見直しを行うこと」が盛り込まれました。

さらに、法律改正に際して衆参両院の委員会で作られた附帯決議において、「学校や福祉施設などにおける動物の適正な飼養については、その近時における重要性の高まりを踏まえ、獣医師等による指導の実施などそのあり方について検討を行い、法第5条第4項で定める基準（飼養保管に関する基準）の中に盛り込むなどの措置を行うこと。」とされています。

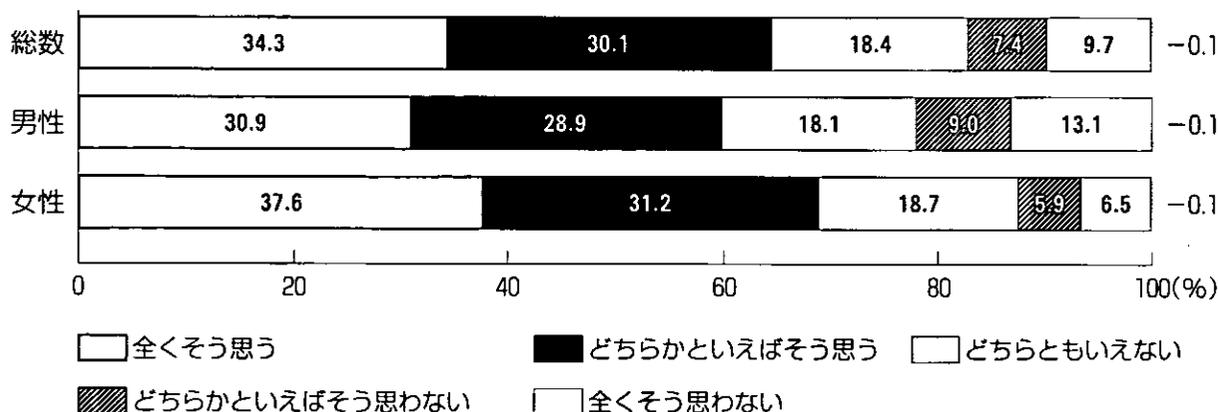
このため、平成13年12月14日に環境大臣から中央環境審議会に対し「犬及びねこの飼養及び保

管に関する基準の見直しを含めたペット動物の飼養及び保管基準の策定」について諮問を行い、同審議会動物愛護部会において審議を重ねた結果、平成14年3月22日に同審議会から「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」が答申されました。その後、環境省において、関係省庁と協議を行った後、平成14年5月28日に同基準が告示されたところです。

この新たに策定された家庭動物等の飼養及び保管に関する基準では、ペット等家庭動物等の多様化に対応するため、家庭等で飼養される哺乳類、鳥類及び爬虫類の動物を対象にするとともに、飼養者の基本的な責務の強化を重視するものとなっています。

具体的には、終生飼養の確保のため、飼養に先立って動物の生態、習性、生理に関する必要な知識を修得すること、所有者を明示する措置の推進、適正な飼養数の維持、飼養動物の健康管理、周辺生活環境の保全、繁殖制限の徹底、逸走防止、災害時の避難場所の確保、ねこの室内飼養の推進、獣医師等専門家の指導の下で学校・福祉施設等における適正な飼養の確保、さらに、生物多様性保全の新たな社会的要請に対応して、動物の逸走、放し飼い等による野生動物の圧迫等の防止を飼養者の責務としたこと、などが盛り込まれたところです。

図表1：ペットも家族の一員と考える人の割合



(備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2001年)により作成。

2. 「あなたは、ペットも家族の一員であるという考え方について、どのように思いますか。」という問に対する回答者の割合。

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。

趣旨

この一般原則では、法第5条の規定に沿って、適正飼養の原則的考え方を規定したものであり、新たに改正法第2条の基本原則に加えられた理念である「命あるものである動物」、「人と動物の共生」の考え方が加えられています。動物の適正な飼養保管、終生飼養及び人と動物の共生社会の実現のための所有者等の責務を明示し、飼養者の基本的責任の自覚の徹底を図る趣旨の規定です。

解説

1は、家庭動物等の所有者等は動物の飼養保管に当たり、動物が人の所有物（財産）であるという法的位置付けを持ちながら、命ある特別なものであるということ、すなわち命の尊厳性を十分に認識し、愛情と責任を持って終生飼養に努めなければならないことを定めたものです。この終生飼養の原則は、飼養者の責務として、最も基本となるべきものであり、旧基準を踏襲し、規定されているものです。

所有者等が動物を適正に飼養し、かつ終生飼養をするため、飼養する動物の生態、習性及び生理を理解し適正に取り扱うことを求めています。安易な衝動飼いにより、飼養環境への配慮を欠いたり、飼養知識の無いまま飼ったため、その結果、不適正な飼養管理による近隣迷惑等のトラブル等を発生させたり、さらには虐待や遺棄につながるものが少なくないのが現状であり、動物愛護の推進を阻害する大きな要因となっていることが指摘されています。

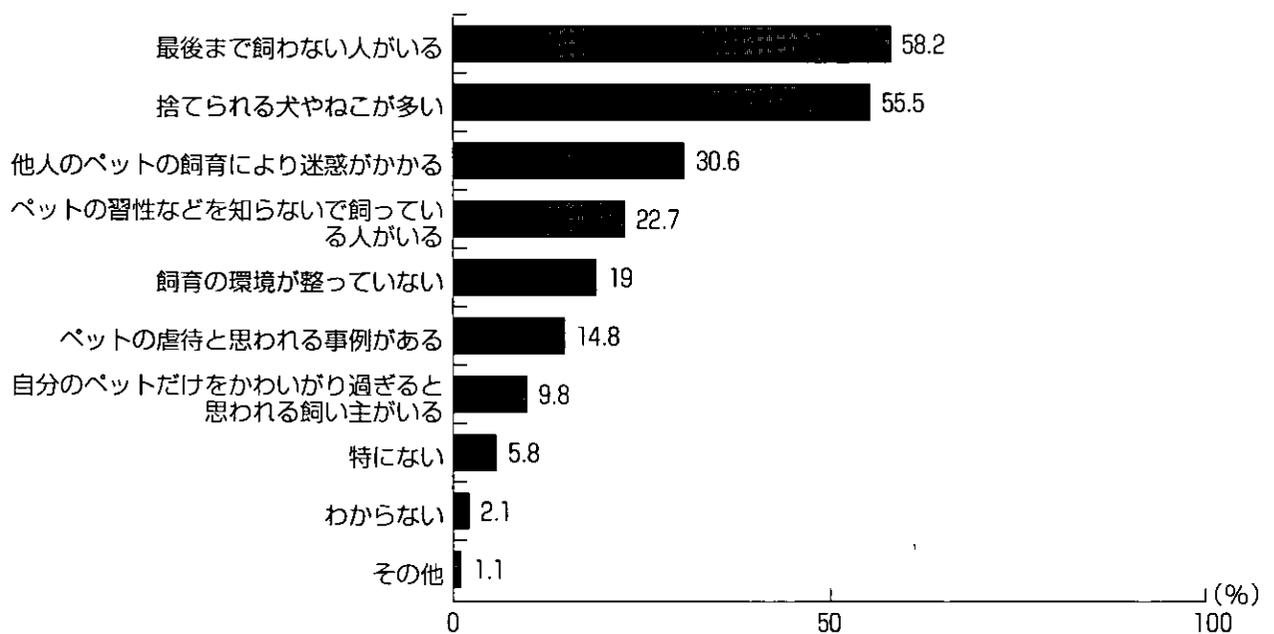
なお、ここでいう動物の生態とは、動物の生活形態、例えば生息場所の選び方、栄養の摂り方、有害な自然現象や外敵からの身の守り方、繁殖の仕方などを言い、習性とは習慣によってつくられた特性、動物のそれぞれの種に一般的に認められる行動様式であり、マーキング行動、攻撃、縄張り、犬の愛情独占などを言い、生理とは、生物体の生活現象と生活原理、例えば成熟齢、発情、体温、出産などを言います。

2は、改正法第2条の基本原則をうけ、近年の生活におけるペット等家庭動物の飼養の重要性

の高まりに対し、社会的存在として飼養動物が位置づけられるべきとの観点から「人と動物の共生に配慮しつつ」適切に飼養することで、人と動物とのより良い関係づくりに努めることを所有者等の責務として明確にしたものです。家庭動物が社会的に共生し得る存在として広く認知される上で不可欠なものです。

動物を飼養しない人々に対して動物飼養についての理解を広めるためには、少なくとも、動物の所有者等は飼養している動物が人の生命、身体又は財産を侵害し、および生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めなければならないことが重要です。

図表 2 : ペット飼育の問題点〈動物愛護に関する世論調査（総理府実施 平成12年6月調査）〉



第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- (3) 管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

趣 旨

この定義の規定は、基準の中に用いられる基礎的かつ重要な用語について、疑義を生ずることのないよう定義を行ったものです。ここでは動物、家庭動物等、管理者の三つの用語について定めています。

なお、管理者については、学校、福祉施設等で情操の涵養及び生態観察のために飼養される動物の取り扱い、それを組織として適切に行っていくことが重要であるとの観点から、責任者として定義したもので、その特別な責務は第7の項で規定しています。

解 説

(1) 動物

法第1条の動物は、定義がなされていないことから、野生動物を含む全ての動物を同条の対象としていると解されますが、本基準では、動物の飼養及び保管を前提としていることから、人との関わりのある哺乳類、鳥類、爬虫類に限定されることになり、人との関わりが想定されない純粹な野生状態の下にある動物は当然含まれないこととなります。

また、基準の対象となる分類群は、動物愛護管理法改正により愛護動物に新たに爬虫類が加えられたこと等を踏まえて、哺乳類、鳥類及び爬虫類としています。

(2) 家庭動物等

本基準における家庭動物等とは、愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭で飼養保管されている動物（これを本基準において新たに「家庭動物」の用語を用いた。）と情操の涵養及び生態観察のために学校、福祉施設等で飼養保管される動物について、その飼養目的、飼養場所を線引きしたうえで「家庭動物等」と総称しています。

通常、愛がん動物は「ペット」とも称され、大切にかわいがる動物と訳され、愛がんの用のために飼養される動物であり、どちらかと言えば人が一方的に愛情を注ぐ対象としてとらえ飼養さ

れている動物を指します。一方、伴侶動物（コンパニオンアニマル）は、人々と生活を共にすることにより、喜びや悲しみを分かち合う、いわば人の精神的なパートナーとして、すなわち双方向で支え合う生活の友、家族の仲間としての認識のもとに飼養されている動物です。両者をどう区分するかについては、ある人はペットととらえ、別の人はコンパニオンアニマルととらえる場合があり、両者を明確に区分することは難しいとされています。基準ではこれらの動物を、「家庭動物」と規定することとしたものです。なお、愛がん動物又はコンパニオンアニマルとして、家庭以外でも、例えば職場等で飼養されるケースも想定されることから、家庭動物の定義では「家庭等」で飼養されると規定しているところです。

また、学校や福祉施設等において、情操の涵養および生態観察のために飼養保管されている動物については、これまで、（旧実験動物の飼養保管等の基準の第10の規定により）展示動物等の基準の一部（愛がん動物の項）を準用していたところですが、当該条項の対象であった愛がん動物については、家庭動物として本基準を適用することとしたこと、また、学校、福祉施設等における動物は家庭動物の延長線上にあると考えられること等から、学校、福祉施設等で飼養される動物については、本基準の対象として、家庭動物等を含め規定しています。

(3) 管理者

ここでいう管理者とは、学校、福祉施設等において当該動物の飼養ならびにその施設の管理に関して一定の権限と責任を有する者を意味しています。学校等では、通常、その責任者は組織上あらかじめ定められています。このような施設では、組織として多くの人の関与のもと動物の飼養保管にあたる特殊性があり、組織の中で適正飼養を実質的に確保する上での責任者として、管理者は、（所有者又は占有者として）本基準で規定する飼養保管の各責務を負うだけでなく、第7で規定する特別の責務を負うこととなります。

第3 飼養及び保管に当たっての配慮

- 1 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該動物の生態、習性及び生理に関する知識の修得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 2 特に、家畜化された動物ではない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該動物の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡が難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すべきであること。さらに、こうした動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚する必要があること。

趣 旨

本規定は、動物の適正な飼養管理と終生飼養を将来にわたって確保するため、飼養に先立っての配慮を求めるものです。これまでの基準では、現に動物を飼養している飼養者等を対象としていましたが、この規定はこれから動物を飼養しようとする者を対象としています。

また、近年家庭動物等として、犬、ねこのみならず、家畜化されていない野生由来の動物も飼養されるようになり、その飼養管理には多くの問題が生じていることから、野生由来の動物の飼養に当たっては特に慎重な配慮と飼養責任の自覚を求めています。

解 説

1では、家庭動物等の飼養に先立って、将来の適正飼養確保のため求められる配慮について具体的に示したもので、動物飼養者の最も基本的な要件を構成するものといえます。

これまでの不適正な動物飼養の原因は、動物の飼養に先立って持つべき飼養者の心構えと動物に対する知識の欠如によるものが殆どであり、「かわいい」、「珍しい」、「流行だから」といった一時的な感情、安易な、衝動的な動機だけで飼養する者が後を絶たない結果、飼養途中で様々な問題を起こしてきています。

動物は飼養者を選べない立場にあり、その生涯を飼養者に託すこととなります。飼養者は動物の命の重さを認識し、愛情を持って最後まで共に暮らす心構えが必要であり、そのため、動物の所有者としての責任を十分に自覚するとともに、飼養に先立って当該動物の生態、生理（寿命を含む）、飼養方法等動物の特性に関して十分な知識を修得し、飼養可能な動物の種類や品種を選

ぶとともに、終生飼養の責務を果たすため、住宅環境、家族構成の変化など飼養者の将来的な生活設計を踏まえ、永続的な飼養の可能性を考慮し、慎重に判断、選択することが必要です。

また、家族の同意があることは、当然の前提でしょう。

2では、家畜化された動物ではない野生動物の飼養に先立って、飼養者が持つておくべき飼養及び保管の配慮について、具体的に示しています。家畜とは一般的に「人間が利用するために、野生動物をその有用性を高める方向に選抜して育種し、野生の祖先種とは明らかに区別しうる遺伝的な特徴を備えるに至るよう改良した動物」とされています。

人が自らの利用目的で永い年月をかけて飼い馴らし、飼養、繁殖をコントロールして改良し、そして人間と親しくなってきた動物、それが家畜です。哺乳類では主として家畜、鳥類では家禽と呼ぶこともあります。食糧などの生産を目的とする家畜、家庭動物等を社会目的の家畜、さらに、実験動物を科学目的の家畜という場合もあります。このうち、社会における動物と人との共生を目指す視点から、今後「社会目的の家畜」が主要な分野になると考えられます。

一方、野生動物は過去に人と生活を共にしたという、種としての歴史的経験が浅いか全くないものです。したがって家畜化された動物を飼うということと、野生動物を飼うということは、言葉の上ではそれほどの乖離が無いように感じられますが、実際は大きく異なります。家畜は5千年、1万年という長い時間をかけて人間との生活の歴史の中で人間と一緒に暮らす、住むということを通常の状態として生きられるように変身し、またそれ以外に生きる方法が無いというような人間と密着してきた動物であり、その生態的な特性も生理的な特性もそのほとんどが解明されています。

したがって、これらについては技術的にも知識的にも持ちあわせており、ある程度の自信と責任を持って飼養することができます。

しかし、野生動物を家庭の中（人間の管理下）に持ち込むということは、5千年なり、1万年なりの歴史空間を一挙に飛び越えた状態に置くことになり、その動物にとって十分な環境を与えられるか、適正な飼養ができるか、またその危害性、逸走時の生態系への影響などを考えると、極めて難しい多くの問題があります。

野生動物を人為的環境下で飼養及び保管するためには、その動物が野生下でどのような生活をしてきたか、すなわち、どのような生態であるのか、どのような生理的特徴を持ち、どのような外形的特徴を備えているかなどについての理解がなければ、適正な飼養及び保管はできません。例えば、野生動物の食性或消化器官の構造やその生理機能についての理解がなければ、適切な給餌もできません。また、動物によっては成長した場合、通常の家畜では飼いきれなくなるような大きさになるものも少なくありません。このような動物は、終生飼養の原則から、通常は飼うべきものではありません。

繁殖や生理についても、その性成熟年齢、つがい形成の習性、出産育仔の行動や習性等について具体的な知識がなければ適切な繁殖をはかることができません。動物の種差、個体差もあると考えられますのでこの点についても配慮が必要となります。

野生動物の飼養及び保管施設の整備には、動物のサイドからの視点で特別な習性行動（例えば、採食、排泄、つがい形成、繁殖行動、育仔など）やそれらの物理的及び生理的要件を満たすと同時に、ストレス解消のための心理的要件も満たす必要があります。

以上に挙げたような配慮のないまま飼養された結果、各地で飼養下にあった動物を遺棄したと思われる事例が後を絶ちません。例えば成長すると飼い主にさえ慣れず危険となるアライグマや、2m近くの大きさにまで成長するグリーンイグアナ、50cmくらいにまで成長し危険で飼いきれなくなるカミツキガメなどの遺棄が全国各地で問題になっているところですが、このようなことは、本来、飼養開始前の適切な判断がなされれば、生じない問題と言えます。

特に、野生動物を飼養するに当たって考慮しなければならないことは、世界には多くの人と動物の共通感染症がありますが、特に野生動物はどんな病原体を持っているかわからないため、危

図表3：移入種（外来種）による影響の事例

移入種の事例	＜ 影 響 の 種 類 ＞							人への影響	
	生物多様性への影響						財産等 (農林水産業等)への影響	健康への影響	
	＜ 影 響 の 評 価 項 目 ＞ (影響を評価する際の主な視点)								
	影響のタイプ (種の特性)				影響を受ける地域の特性				
	生態系の攪乱			遺伝的な攪乱	希少・固有生態系、種	影響が生じている地域			
捕食	競合・駆逐	土壌環境等の攪乱							
【哺乳類】									
台湾ザル		<input type="checkbox"/>		■	■	紀伊半島	■		
カイウサギ			■		■	7ツ島(石川県)			
台湾リス		■					■		
チョウセンシマリス		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			■		
アライグマ	■	■			■	北海道	■	<input type="checkbox"/>	
ノネコ	■	■			■	沖縄島、対馬			
ノヤギ			■		■	小笠原諸島、南西諸島	■		
【鳥類】									
ワカケホンセイインコ		<input type="checkbox"/>							
【爬虫類】									
カミツキガメ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	
ミシシippアカミミガメ		<input type="checkbox"/>							
サキシマハブ	<input type="checkbox"/>			■	<input type="checkbox"/>	沖縄島南部		<input type="checkbox"/>	

■：国内で影響が確認されたもの

□：(海外で影響が確認されるなど)国内でも影響を及ぼす可能性がある

(環境省『野性生物保護対策検討会移入種問題分科会』資料から抜粋)

険性が高いことや、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること、また、ひとたび野生動物の飼養を開始した場合は、犬やねこ等の家畜と違って譲渡が困難であることなどにより飼養を途中で止めることが容易ではないことです。現在、犬猫以外の動物を飼い主から引き取る制度をもっている自治体は殆どありません。一度飼養を開始した場合、終生飼養以外の選択は、非常に限られているのです。野外へ遺棄することは犯罪であり論外ですから、新たな飼い主を自力で見つけだすか、自ら殺処分するしかないわけで、飼養の中断は、現実的には困難であると考えべきものです。

このようなことから、本基準では、野生動物の飼養に先だって、飼養等の諸条件について慎重に、責任をもって検討することが定められています。

近年、国外又は国内の他地域から人為的に他の地域に意図的・非意図的に移動・導入した種（移入種）が増加しており、そのうち特に、ペットとして飼養されている動物が逸走や遺棄により移入種として生物多様性に影響を及ぼす事例が全国各地で起きています。哺乳類では、アライグマ、タイワンリス、シマリス等、鳥類では、ガビチョウ、ワカケホンセイインコ等、爬虫類では、ミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）、カミツキガメ等による影響が問題化しています。その影響の種類も、在来の希少種等の捕食、競合する在来種の駆逐など直接的な影響だけでなく、近縁種との交雑による遺伝的攪乱など広範囲にわたっています（図表3参照）。

ここでいう生物多様性については、「生物多様性条約」において、「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と定義されています。一つの種であっても、生息・生育する地域によって、また個体間で形態や遺伝的形質に違いがあります。そして大型の哺乳類から微生物まで様々な環境に適応して多様な生物種が生息・生育しており、多様な種と大気・水・土壌等が相互に関係しながら一体となり、森林、湖沼、干潟など様々な生態系を形成します。こうした遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルの生物の多様な有様を総称して生物多様性と呼んでいます。

第4 共通基準

1 所有の明示

家庭動物等の所有者は、その責任の所在を明らかにし、逸走した家庭動物等の発見を容易にするため、名札、脚環、マイクロチップ等を装着するなど、動物の種類を考慮して、容易に脱落又は消失しない適切な方法により、その所有する家庭動物等が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じるよう努めること。

趣 旨

この所有の明示は、法第5条第3項で新たに規定されたもので、狂犬病予防法で別途義務規定のある犬のみならず、全ての飼養動物の所有者に課せられた責務です。家庭動物等の所有者は自己の所有に係わる動物であることを適切な方法により明示することによって、当該動物の飼養者責任の所在を明らかにすることが求められています。このことにより、逸走した動物の飼養者の発見を容易にし、さらには飼養する動物の遺棄の防止の徹底が可能になります。

なお、法では所有の明示を所有者の責務としていることから、占有者を含め対象としている他項と異なり所有者に限定した規定となっています。

また、犬については狂犬病予防法に基づき、鑑札を着けることが義務づけられており、これを遵守することは当然です。

解 説

いろいろな原因により、飼養する動物が帰ってこなくなってしまったという事例は相当な数にのぼると推定されます。また、災害発生、発情、恐怖などによって動物は予想外の行動をとることがあります。

動物を特定する上で、その動物の特徴（種類、性別、体格等）は重要な要素となりますが、写真と実物とではイメージが大きく異なっているということが少なくありません。毛色の感じ方は個人差がかなりあります。性別を間違っただけ記憶していたケースもまれにあります。このようなことを考慮すると、所有の明示は動物を特定する上で不可欠なことになります。

ここに規定する名札、脚環、マイクロチップ等による個体識別は具体的方法の例示であり、所有者明示のための方法としては特に限定していません。これは、動物の種類、大きさ、生態、習性、生理等を考慮して最も適した方法を所有者が選択する必要があるためです。その場合、消失、脱落しにくいなどの耐久性・安定性のある識別表示方法によることが必要であり、規定で例示している方法は、国内外で実績がある適切な方法と考えられます。

家庭動物等が絶対に逸走しないことが保証されていない限り、屋内やその動物専用の飼養施設の中などで飼養している場合であっても常時装着しておくことが求められます。

識別表示の内容は容易に所有者が判明するよう所有者の氏名、住所、電話番号が含まれている必要があります。ただし、番号、記号等が確認でき、明らかに所有者にかかる必要な情報が得られる場合はこれと同等とみなします。

海外では、また国内の一部でも動物の個体識別のためにマイクロチップによる方法が導入されています。これは所有者を確認する新たな識別方法として生体内埋め込み方式の電子標識器具が開発されたもので、データベースのネットワークが整ってくれば、今後、普及していくものと考えられ、マイクロチップによる方法は有効な個体識別の手段と考えられます。

マイクロチップ

マイクロチップ (MC) は、直径約2mm×長さ約12mmの小さな円筒形の電子標識器具です。ガラスのカプセルでできており、その中に集積回路 (IC)、コンデンサー、アンテナの役割を果たすコイル等を収めてあり、ICチップとも呼ばれています。

MCに標識されているデータは、リーダーという装置を使って読み取ります。電波を発するリーダーをMCに近づけると、MCがその電波に反応して電波を送り返し、これをリーダーが感知してデータを読み取るのです。MC自体は電源を必要としないため電池の交換等は不要で、一度動物の体内に注入すれば、一生交換する必要はありません。

MCは動物病院で獣医師に注入してもらいます。注入の方法は、一般的な皮下注射とほとんど変わらないため、動物には負担をかけません。また、その安全性についてはさまざまな臨床試験によって証明されています。



【マイクロチップと1円玉の比較】

2 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講ぜられるようにすること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

趣 旨

所有者等には、法第5条に規定されているように家庭動物等の健康管理ならびに疾病等の予防、治療の責任と義務があります。この規定では、そのために必要な事項が示されています。

また、この基準の対象となる動物は、哺乳類、鳥類、爬虫類と多くの種類にわたっているほか、さらに、家畜化の進んでいる動物と家畜化の進んでいない野生または野生由来の動物も含まれており、これらの動物群は人とはもちろんのこと、それぞれの動物間でもその形態をはじめとして生態、習性、生理は著しく異なっています。一般に家庭動物等では、人と同じ生活をさせることが動物の幸せに通じるものと考えられがちですが、家庭動物等は生理学的にも行動学的にも人とは全く異なった動物であることを念頭におく必要があります。

例えば、ねこは完全な肉食獣です。仮に飼養者が菜食主義者であっても、ねこにこれを強要することは健康管理の面では間違いです。

また、犬はもともと群居性の動物です。長時間にわたって犬を独りぼっちにすれば、極めて苦痛を感じる動物です。

犬やねこと違って、ハムスターなど野生由来の動物、すなわち、まだ十分に家畜化されていない動物では夜行性の生活パターンを有するものもあります。

したがって家庭動物等の健康や安全を保持するためには、それぞれの生態、習性、生理を配慮に入れた飼養及び保管が必要です。

解 説

ここでは、適切な給餌と給水をはじめとして、日常の健康管理、飼養環境等について定めています。

以下、家庭動物の代表とも言える犬とねこを中心にして説明します。

(1)では、それぞれの家庭動物等の種類や発育段階に応じて、それに相応しい適切な食事内容と水を給与することが飼養者の責務であることを示しています。給与する水については、その量の適切さとともに、質についても配慮する必要があります。

例えば犬は肉食動物に属しますが、必ずしも完全な肉食動物ではありません。これはおそらくオオカミからの家畜化の過程で、人の様々な残飯を摂取して生き延びてきたためと考えられます。

また、長年にわたり人と生活をともにすることによって、雑食性になってきたことが考えられます。したがって犬は人と同じ食べ物を口にしますが、人とは生理学的にも解剖学的にも異なる動物ですから、それだけでは決してバランスのとれた栄養素を得ることはできません。犬の栄養学に基づいた適切な食事を与える必要があります。

これに対し、ねこは完全な肉食動物です。犬以上に高たんぱく、高脂肪の食べ物を必要とします。犬とは違って菜食では決して生きられない動物と言えます。したがって犬同様にねこの栄養学に基づいた適切な食べ物を与える必要があります。

このことは他の動物にもいえることで、人の食べるものが、動物によっては害をなし、また毒

物に当たるものも少なくありません。例えば犬に玉ねぎ、長ねぎ、にら、生の魚介類、鶏・魚の骨、乳製品、甘いもの、塩辛いもの、香辛料のかかったもの、生卵、アルコール等を与えることはよくありません。

最近では、犬やねこに対して個々の栄養学に基づいたペットフードが数多く市販されています。タンパク質、脂肪、炭水化物、ビタミン、ミネラルなど犬やねこ等に必要な栄養素がバランスよく含まれています。しかし、ペットフードが適しているからといって、犬にキャットフードを、ねこにドッグフードを与えることは避けるべきです。

キャットフードは高たんぱく、高脂肪の傾向があります。これを犬に与え続けると肥満になる可能性があります。逆にねこにドッグフードを与えると、ドッグフードにはタウリンという必須アミノ酸が殆ど含まれていないので、タウリン欠乏のため失明することがあります。それぞれの家庭動物等に適したペットフードを規則正しく与えることが重要です。

水は生きていく上で欠かせないものです。いつでも飲みたいときに飲めるよう新鮮な水を十分に用意してやるのが大切です。

特に、ドライタイプのペットフードを与える場合には水は十分に用意します。水の減り加減を常に観察することも大切です。これによって健康状態が把握でき、消化器病、腎臓病、糖尿病などの疾病の早期発見にも役立ちます。

また、近年、獣医療の発達やペットフードの改良による食生活の充実、生活環境の改善等により、犬やねこの寿命も長寿化する傾向にあります。加齢にしたがって体力や免疫力は低下し、様々な病気や痴呆、その他の運動・機能障害等が生じます。

飼養者は、日常の管理の中でこの変化を注意深くしっかりと見守ってやり、これに応じた給餌や看護をする必要があります。

(2)では、飼養者は家庭動物等の疾病やけがに対して、予防措置等の日常の健康管理に努める責務があること、また、疾病やけがを負った家庭動物等に対しては、原則として獣医師による適切かつ速やかな処置を受けさせる責務があることを明確にしています。

疾病やけがの予防では、まず大切なことは被毛や爪、耳などの日常の手入れです。特に被毛の手入れは重要です。櫛やブラシを使うことによって皮膚病を予防し、早期発見が可能となります。また、外部寄生虫（ノミ、ダニ、疥癬等）をいち早く見つけることができます。これらは動物にとってストレスになりますし、孵ったばかりのノミや皮膚疥癬は人にも被害をもたらします。

犬やねこの場合には狂犬病をはじめ様々な感染症に対するワクチンが開発されています。

犬の狂犬病予防注射は法律で義務付けられていますが、その他、犬ジステンパーや伝染性肝炎、パルボウイルス感染症、レプトスピラ病など予めワクチン接種で予防できますので、地域や動物の年齢を考慮して実施する必要があります。

犬では蚊が媒介して感染するフィラリアという心臓病があり、これは是非とも予防する必要があります。

ねこはウイルスによる感染症が多い動物です。猫汎白血球減少症、猫伝染性鼻気管炎、カリシ

ウイルス症、猫白血病などのワクチンを接種しておくことも大切です。こうした予防措置を講じていても、疾病やけがを負うことはあります。正しい診断と適切な治療が望ましいことはいうまでもありません。特に、若齢や高齢の動物では、あらゆる面で抵抗力が小さいため、早期の治療が必要です。素人判断で、風邪薬など人の薬を飲ませたりすることは避けるべきです。人には安全でも動物には極めて危険な薬もあります。

(3)の項では、飼養者の責務として、家庭動物等の種類や習性、生理に合わせ、必要なスペースの確保を図るだけでなく、生活環境の維持にも努める必要性を示しています。当該動物の生活環境(居場所)を清潔で衛生的にすることは勿論のこと、通風や日照、風雨を避け保温などそれぞれの家庭動物等に適した配慮が必要です。

また、人に最適な環境が必ずしも家庭動物等に最適とは限りません。特に過剰な冷房には十分に注意する必要があります。

家庭動物等の運動は健康を維持する上で極めて重要です。屋内を自由に動きまわっている室内犬や広い庭のある環境の犬でも散歩に連れて行く必要があります。

散歩により健康が増進されるばかりでなく、外に出ることによって様々な社会的学習がなされますし、飼養者との絆もさらに強固なものになります。

また、屋内だけで飼養されているねこの場合には、色々な玩具を使って遊んでやることも大切です。

3 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生昆虫等の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

趣 旨

ここでは、公共施設等の環境保全のみならず、より広く生活環境の保全に関する所有者等の責務を示していますが、このことは、「人と動物との共生」実現のために特に重要なことです。

動物を飼養することは、その動物を人工の環境下に置くこととなりますので、排泄物等が自然界の中で自然に浄化されるということは期待できません。そのため、これらを放置することは、たちまち周辺的生活環境が損なわれるということになります。

迷惑の防止は、法第5条に基づき飼養者に求められている基本的責務であり、ここでは生活環

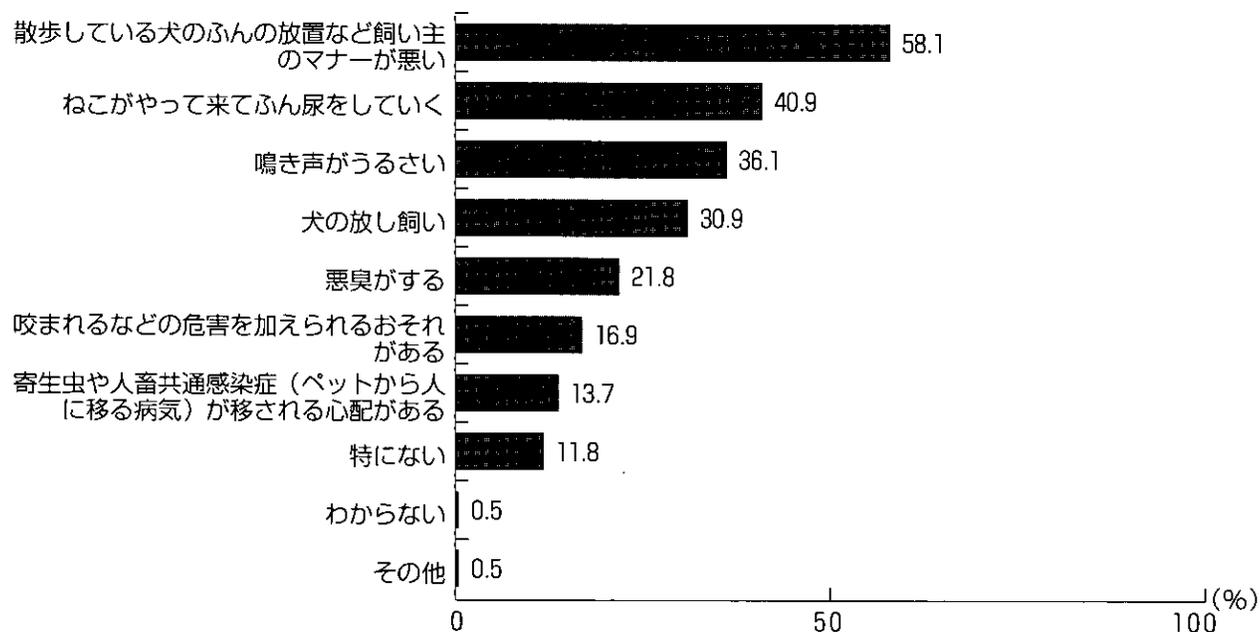
境の保全に関して、所有者等が守るべき内容を示したものです。

解 説

所有者等は、常に第三者の立場で飼養動物や周辺環境を見る目を保つことが必要です。庭を荒らされた、ふん尿等を放置された、飛散する毛・羽毛等で迷惑を受けたというような問題は、非常に多く発生している状況にあります（図表4参照）。一度このようなことが問題化してしまうと、発生源である動物の存在自体を否定するまでにエスカレートしてしまうことも少なくはありません。

このことが、近隣関係を損ない、ひいては家庭動物等の虐待につながる可能性があることを理解する必要があります。

図表4：ペット飼育による迷惑〈動物愛護に関する世論調査（総理府実施 平成12年6月調査）〉



近年、飼養者のモラルやマナーは、徐々に向上しているものの、残念ながら所有者等と迷惑を受ける側の感覚には依然として隔たりがあります。

特に、家庭動物等に起因するふんの放置や悪臭に関してはそれが大きいようです。悪臭の発生源としては、ふん尿、その他の汚物（汚れたワラやオガクズなどの床敷き、残餌等）が挙げられます。これらは、周辺の生活環境はもとより、動物への悪影響も懸念されます。ふん尿その他の汚物等を適正に処理することは、例えば散歩などで動物を外に連れ出す際は、できる限り散歩前に自宅の敷地内で排便させるよう平素からしつけておくことが大切ですが、そのようなしつけができていない動物の場合は、その都度ふんを持ち帰ることが求められます。また、飼養施設及びその周辺にあっては、時間を決めるなどして速やかにふん尿等を取り除き、きちんと清掃する責任があります。

一般的に外見的な清潔の度合いと実際の衛生状態はほぼ比例すると言われています。清潔は衛生の前提であり、基礎であることを忘れてはなりません。

さらに、所有者等は、病気や体質等により動物に近づくことが困難な人がいること、毛、羽毛等又はこれらを介して健康被害を受ける可能性がある人がいること、放置されたふん尿等が発生源となって人や他の動物に微生物、衛生昆虫、寄生虫等による健康被害を発生させる可能性があることなどを十分に理解し、本基準を遵守する必要があります。

留意すべきこととして排泄物等を公共の場所に放置した場合、本基準に反するのみならず、軽犯罪法やその他条例の違反に問われることがあることも知っておく必要があります。近年、そのような条例を制定する自治体も増加するなど、社会的問題になっていることを飼養者一人一人が理解すべきでしょう。

4 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

趣 旨

飼養者の管理能力を超えた多頭飼養は、近隣への迷惑や被害等を与え、また動物の不適正な飼養、虐待、飼養放棄につながるおそれがあります。

本基準は、飼養する動物の適正数の考え方を示し、所有者等はその飼養する動物の数を適切な飼養環境及び終生飼養ならびに周辺環境の保全に支障とならないように制限するよう求めるものです。

解 説

社会問題にまで発展するような多頭飼養は、動物や周辺環境への影響からあってはならないことですが、そこに至らないまでも、複数飼養に伴う近隣の迷惑被害等は多く発生しています。

不妊去勢手術等の措置を講じないこと、複数飼養していることを知った他者による遺棄、自らの飼養能力を超えた引取等、飼養動物が増えてしまう原因はさまざまですが、どのような理由があっても、動物の適正飼養や周辺環境への影響を防止することが困難な状況を作り出すことは厳に慎むべきです。

家庭動物等の種類、飼養目的等でさまざまなケースが想定されますので、適正な飼養数を単純に数値化することは極めて難しいものがありますが、動物の種類、大きさ、生態、習性、生理、飼養場所（施設）の広さ（大きさ）、周辺環境、管理能力等さまざまな条件を勘案し、法の趣旨

に沿った飼養が可能な範囲内にある場合が、適正な飼養数となります。「第4-10緊急時対策」の規定も考慮する必要があるでしょう。

愛がん動物又は伴侶動物として家庭等で飼養保管される動物であれば、住居、敷地等の状況、家族構成等をベースにして判断することとなるでしょうし、学校、福祉施設等で飼養保管される動物であれば、飼養施設及びその周辺環境、管理能力（従事者数）がベースとなるでしょう。休日等の管理能力を加味することも忘れてはなりません。

以上を踏まえた上で、所有者等は、自らの責任で適正な飼養数を決めることとなりますが、必要に応じて専門的な知識を有する獣医師等の指導、助言を得ることが求められます。

いずれにしても、動物の生涯にわたっての適正な飼養管理が、周辺の生活環境への侵害なしに可能であることが大前提となることは言うまでもありません。

なお、法第15条では、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態が生じている場合に、当該事態を生じさせている者に対し、都道府県知事が期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告、命令することができる強制措置が用意されているところですが、本来、そのような事態に至る前に、本基準に沿った適正な飼養数が所有者等の責任で確保されるべきものです。

5 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

趣 旨

法第20条第1項に基づく所有者の繁殖制限に関しては、これまでの犬及びねこの飼養及び保管に関する基準では、「繁殖を希望しない場合」としていましたが、本基準では、原則として繁殖制限措置を講じることとして、所有者の責務をより明確にしています。

家庭動物等の所有者は原則としてその動物に対して去勢手術、不妊手術、雌雄分別飼育等の繁殖制限の措置を講じることとし、その例外として認められるのは、十分な飼養環境が物理的、人的に確保できるような特別な場合、あるいは、あらかじめ、終生飼養等適正な飼養が可能な譲受人が確保できている場合等に限るものとしています。

繁殖制限の措置を講じることなく、飼養頭数が増え、適切な飼養管理ができない場合には、動物を劣悪な飼養環境下に置くこととなるだけでなく、殆どが人に迷惑や被害等を及ぼしたり、遺棄や虐待等の違法な事例を発生させています。

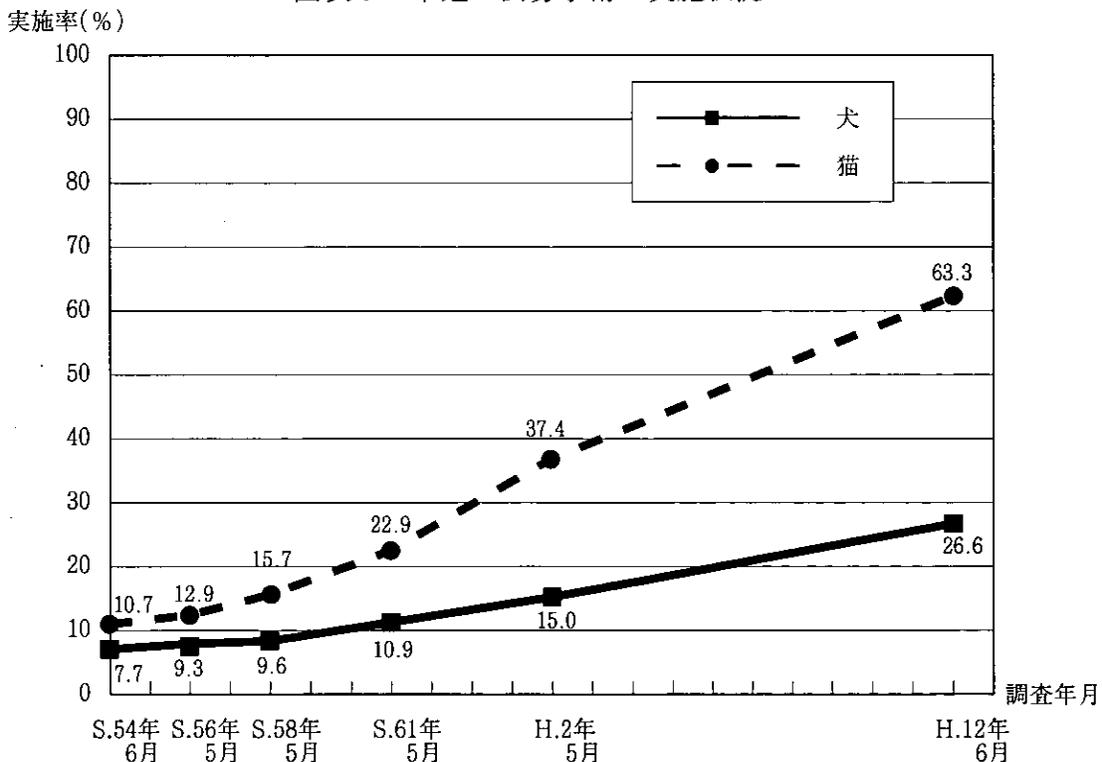
解 説

この条項では、家庭動物等の繁殖は、飼養動物の数が増えても、適切な飼養環境の下で終生にわたって飼養が可能であるか、自らの責任で確実に譲渡ができる場合に限って認められるものであり、それ以外の場合は、所有者は、飼養する動物に対して去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育などその繁殖を制限する義務があることを明確にしています。特に、安易な譲渡の見込みのもと繁殖させることは避けるべきであり、確実な譲渡先がある場合以外は、繁殖制限を行うべきです。

一般に雌犬では年に2回、雌ねこでは2～4回の発情期があります。この時期になりますと雄犬や雄ねこがその状況を察して近寄ってきます。その結果、雄が群がってきたり、喧嘩や夜なきが始まったりして悩まされることとなります。こうした問題行動を防ぐ意味でも不妊去勢手術は効果があります。また最近では不妊手術の実施時期（生後1年以内）と乳腺腫瘍の発生が深く関わっていることがわかってきました。但し、肥満やホルモン失調などデメリットが認められる場合もあります。通常雌では卵巣を摘出する手術か卵巣と子宮を摘出する手術が行われます。また雄の場合には睪丸を摘出する手術が行われます。一方、ハムスターなど極めて小さい家庭動物の場合には、雌雄を別々に飼育する分別飼育が必要となります。

いずれにしても、雌雄の動物が同居している場合は勿論のこと、望まれない子犬や子ねこが生まれる可能性がある場合には、不妊去勢手術を行うことは人と動物の幸せにつながる極めて重要な所有者の義務と言えるでしょう。

図表5：不妊・去勢手術の実施状況



<参考：動物愛護に関する世論調査（総理府実施 平成12年6月調査）>

6 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全並びに動物による事故の防止に努めること。

- (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

趣 旨

近年、家庭動物等を伴った家族旅行などがよく見られるようになり、あるいは転勤などの理由から飼養している動物を輸送するケースが増えています。

法第2条では、動物が命あるものであることにかんがみ不必要な苦しみを与えないなどの基本原則を規定していますが、家庭動物等の輸送は、ケージ、容器による場合も多く、一時的にそれまでの生活環境から輸送環境へと著しく変わるため、動物に及ぼす苦痛、疲労、ストレス等の影響を十分に配慮し、いたわりをもって取り扱う必要があります。本項では輸送時の状況に適切に対応し、家庭動物等の苦痛等を軽減するために配慮すべき事項が定められています。

解 説

所有者等は、輸送方法を選択するに当たり、動物に与える影響がどのようなものであるかについて詳細をあらかじめ調査し、本項の規定の遵守に努めることとしますが、輸送後の動物のケアについても、具体的な方法を考慮しておく必要があります。

(1)及び(2)は、家庭動物等を輸送する場合には輸送距離及び時間帯を勘案し、適切な輸送環境や輸送方法を選択するとともに動物に加えられる輸送中の苦痛、疲労、ストレス等は休憩時間を設けるなどして、できるだけ軽減するよう配慮することを定めています。車両等に乘せると興奮したり、車酔いをするなどのことが明らかな場合は予防措置を取る必要もあります。また、病気や負傷、妊娠中などの動物は、輸送を避けるか、獣医師の指導、助言を得て対応する必要があります。

輸送に要する時間には、輸送前後の事務手続きや受け渡しに要する時間など、輸送用の容器等に入れておく時間を含めて考慮することが必要な場合があります。

輸送用の容器等の選定に当たっては、動物の種類、大きさ、輸送方法、時間等を考慮し、動物

の性質等も配慮して容器の容量及び構造を総合的に判断する必要があります。

輸送時間が短ければ、体力の消耗を少なくすることを優先させ、少し小さめの容器を選択したほうがよい場合があるなど、一部の条件のみで画一的に決めてしまうことが必ずしも動物のためにならない場合があるからです。

さらに、輸送中の安全確保のためには、動物が容器内で暴れて負傷しないようにすること、体力の消耗や転倒するなどの事故を防止するために容器を車両内で固定すること、容器の破損等による動物の逸走を防止することなどについても配慮が必要です。

(3)の項は、輸送中の動物は、不安や緊張などのため食欲が低下することがあり、また、長時間の輸送は疲労が大きく、暑さ、寒さが加わると疾患の発生率が高まること、容器の形状等によっては十分な換気を必要とすることなどから、所有者等は動物の特性を十分に理解し、状況に応じて臨機応変な給餌、給水、適切な温度、湿度、換気等の管理に留意しなければならないことを求めています。当然、所有者等は、輸送後の動物のケアについても十分な配慮が必要とされます。

7 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等に起因する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなど、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。
- (2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排泄物を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

趣 旨

動物に起因する感染症（動物由来感染症）は動物の飼養に密接な関係を有することから、家庭動物等に起因する感染性の疾病に関し、これらに対する知識の修得に努め、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止に努めることが所有者等の責務であることを明確にしています。

また、法第11条等に基づき、動物販売業者は、動物の購入者に対し当該動物の適正な飼養及び管理の方法ならびに当該動物に起因する感染症の疾病に関する情報を購入者に提供する義務を負うものとされており、購入者としても購入時に十分に確認すべきものです。

感染防止上、特に重要なこととしては、家庭動物等の飼養及び保管に当たっての動物との適切な接触の仕方、ならびに動物の排泄物処理に際しての所有者等の衛生管理が挙げられます。

家庭動物等に起因する感染性疾患に関する正しい知識の修得には、獣医師等専門家による指導の必要性が重要視されております。

解 説

動物から人へ、人から動物へと病原体が感染（伝播）すること、又はその感染によって起こる病気のことを「人畜共通感染症」、「人獣共通感染症」、「ズーノーシス」といっていますが、厚生労働省は人の健康という観点に立って、動物から人へうつる（伝播）疾病を「動物由来感染症」という言葉を使っています。国連の世界保健機関（WHO）においては「脊椎動物と人間の間で通常の状態では伝播しうる疾病」と定義しています。

世界では約200種類、日本では数十～100種類ほどの動物由来感染症があることが知られています。

平成11年4月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、感染力と、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点から、一類から四類感染症に類型化し、それぞれに対して行政的な対応措置を定めています。

(1)では、所有又は占有する家庭動物等に起因する感染性疾患、即ち動物由来感染症の知識を十分にもった上で、これらの動物を飼養する必要があることが示されています。またこれらの知識をもつことによって、所有者自らの感染だけでなく、他者への感染も防げるのが強く示唆されています。

特に犬やねこ等、人と生活環境を共有する家庭動物等の感染症には、人と共通したものが多くあります。その代表的なものとして狂犬病が挙げられますが、その他レプトスピラ症やトキソプラズマ症、回虫症、サルモネラ症、パストツレラ症、皮膚真菌症、皮膚疥癬症等があります。また他の家庭動物では、例えばインコやオウムなどのオウム病、カメなど爬虫類から感染するサルモネラ症などがあります。

人への感染（伝播）は、ほとんどが咬み傷、引っ掻き傷、咳やくしゃみを直接受ける、排泄物に触れた手を不用意に口へ持っていくなど経口・接触・吸入・経皮・自然によって感染する直接伝播が特徴です（図表6参照）。

例えば、犬・ねこの口腔内にはパストツレラ菌やサルモネラ菌が常在していることが多く、口腔内の正常細菌叢であるため、これらを犬、ねこから排除することができないので口移しや箸わたしで食べ物を与えたり、口を舐めさせる、抱いて一緒に寝たりするなどの過度な接触をさけることが感染症を予防する上で実効果のある対策です。一方家庭動物等によって、傷を負った場合には適切な消毒処置も必要となります。時には迅速な医師の処置を受ける必要もあります。

爬虫類からのサルモネラ感染防止に関する勧告

米国防疫センター（CDC）は以下のような勧告を出しており、このことはサルモネラ以外の爬虫類から感染する心配のある病気を予防するためにも有効です。

- (1) ペット店、獣医師、小児科医は、爬虫類の買い主や爬虫類の潜在購入者に人が爬虫類からサルモネラ症を伝播される危険について情報を提供する。
- (2) 爬虫類や爬虫類の飼育箱を手で触れたあとは常に石鹸と流水で十分に手を洗う必要があることを教育すべきである。
- (3) サルモネラ感染の危険やサルモネラ症の重症合併症の危険が高い人々（例えば、5歳未満の小児、免疫不全状態にある者）は爬虫類との接触を避ける。
- (4) 1歳未満の乳児や免疫不全状態の人がいる家庭で

は爬虫類をペットとして飼育しない。新たに子供が生まれる予定の家庭では、子供が生まれる前にペットの爬虫類を排除する。

- (5) 子供を預かる施設では爬虫類をペットとして飼育しない。
- (6) ペットの爬虫類を家の中や住居区域で自由に歩き回らせない。
- (7) ペットの爬虫類は、汚染を防ぐため、台所や他の食物を準備する区域に入れない。
台所の流しを爬虫類の水浴のため、または爬虫類の餌皿、飼育箱、水槽などを洗うために使用しない。
上記の目的に浴槽を使用した場合、浴槽を十分に洗浄し、漂白剤で消毒する。

予め、これらの病気を知り、その予防法を実行すれば必要以上に怖がることはありません。こうした病気のあることを常に念頭において、家庭動物等に対する適切な衛生管理と健康管理ならびに節度ある接し方をすることが大切です。

犬、ねこに必要とされるワクチン接種、駆虫薬等の投与等、また、異常を感じたとき、或いは野生動物をペットとして飼養している場合は感染症に対する未知の分野もあり、知識の修得も難しいので速やかに獣医師に相談して予防や治療をする必要があります。

(2)では、家庭動物等に接した場合の所有者等自らにおける衛生管理の重要性を示しています。所有者等が動物に触った後、排泄物を処理した後の手洗い・消毒の励行や必要に応じ飼養施設・器具類等の消毒措置を行うことは感染症予防の基本です（図表7参照）。

図表6：主な動物

	病名	対象動物	主な感染経路
ウイルス	エボラ出血熱※	サル類、終末宿主はチンパンジー	直接接触（血液、体液、糞便、尿、吐物）
	マールブルグ病※	サル類、終末宿主は霊長類	直接（血液、尿、糞便、吐物）
	ラッサ熱※	マストミス（げっ歯類）	直接（咬傷、尿、糞便、体液、血液、吐物） 飛沫（塵埃）
	クリミア・コンゴ出血熱※	野生哺乳類や家畜（ウシ、ウサギ、ヒツジ、等）、鳥類	直接（咬傷、血液、体液、吐物） 直接接触 媒介：マダニ
	狂犬病	犬、猫、アライグマ、キツネ、スカンク、吸血コウモリ、ハムスター	直接（咬傷）
	腎症候性出血熱（HFRS）	野ネズミ、ドブネズミ、高麗セスジネズミ、ヤチネズミ等	直接（咬傷、尿、糞便） 飛沫
	Bウイルス病※	東南アジア産マカカ属サル類（カニクイザル等）	直接（咬傷、引っかき傷、だ液）
	ウエストナイル熱／脳炎※	野鳥、ウマ、その他哺乳類（犬、猫、コウモリ、リス、スカンク、ウサギ）	直接（咬傷） 媒介：蚊（イエカ、コガタアカイエカ）
細菌	ペスト※	げっ歯類	腺ペスト：直接（咬傷） 肺ペスト：飛沫（吸入） 媒介：ノミ
	細菌性赤痢	霊長類	経口（飲食物を介して。患者、保菌者の糞便）
	腸管出血性大腸菌感染症	ウシ、ヒツジ、シカ	経口（飲食物を介して）
	ブルセラ症	犬、ウシ、ヤギ、ブタ、ヒツジ	接触（血液、乳汁、尿、胎盤）
	野兔病	野生げっ歯類（ウサギ、ネズミ）、野鳥	直接接触（血液） 間接（蚊、サシバエ、アブ、マダニ） 経口（汚染生水、野ウサギの調理不十分）
	レプトスピラ症	犬、ネズミ、家畜（ウシ、ブタ等）	経皮（尿に接触、たまに経口）
	パスツレラ症	犬、猫、家畜（ウシ、ブタ等）	直接（咬傷、引っかき傷）

由来感染症

動物の主な症状	人の主な症状	その他	感染症の類型(※※)
サル類：元気消失、沈うつ、食欲廃絶、出血斑（胸部、上腕内側、大腿部）、肝機能障害 感染後6～10日で100%死亡	突然の高熱、眼結膜炎、咽頭痛、関節痛、筋肉痛、頭痛、腹痛、嘔気、嘔吐、下痢、消化管出血傾向、黄疸、肝機能障害、多臓器不全	現在のところ対症療法以外には特異的効能を示す薬剤は無い	第1類感染症
サル類：感染後3週間程度で発症。出血熱。100%死亡	突然の高熱、頭痛、筋肉痛、胃腸障害、吐気、嘔吐、頻繁な水様下痢、鼻口腔・消化管出血、肝臓障害、肺炎		
不明	発熱と倦怠感、高熱、頭痛、筋肉痛、腹痛、下痢、発疹、重症では出血傾向	通常ではヒト→ヒトへの感染はない	
ウイルス血症を起こすが発病しない	突然40℃を超える発熱、頭痛、筋肉痛、上部腹痛、結膜炎、口中の出血、下痢、肝機能障害	通常ではヒト→ヒトへの感染はない	
よだれ、意識障害、狂躁又は全身麻痺、昏睡後死亡（100%）	不安感、恐水症状、興奮、麻痺などの神経症状、発症後は昏睡、呼吸障害、死亡（100%）	犬：年1回の予防接種の法義務 ヒト：咬傷時石鹸で洗浄→ワクチン接種	第4類感染症
無症状（げっ歯類）	ハンタ型のウイルスは重症のHFRSを起こす。突然の発熱、頭痛、腹痛、出血傾向、腎不全	ウイルス株により感染性に違いがある。通常ではヒト→ヒトへの感染はない	
口腔粘膜の水疱、重篤な病気は起さない	傷口の発赤、腫脹、水疱形成、頭痛、嚥下困難、麻痺等の脳神経症状、発熱、脳炎症状を起こす		
鳥類：通常は症状を示さない。大型猛禽類、カラス、カケス、サギ類等で感受性高。ニワトリ、スズメ等小型鳥類は感受性が低い。犬、猫等小動物はひどい症状は起こさない。ウマでは致死的な脳炎を起こすことがある	突然の発熱（39度以上）、頭痛、筋肉痛、時に消化器症状、リンパ節腫脹、発疹（胸、背、上肢）、多くは1週間で回復、倦怠感が残ることも多い	約80%が不顕性感染 ヒト→ヒト感染はない	
猫以外はほとんど無症状	腺ペスト：ヒトペストの80～90%を占める。発熱、頭痛、リンパ腺腫脹、自潰、敗血症→高熱 肺ペスト：高熱、咳、漿液性血瘍、重症の肺炎。腺ペストからの移行	腺ペストは膿に触れなければヒト→ヒトへの感染はない。肺ペストの極期は強い感染力を有す。わが国においては1926年以降ペスト患者の報告なし	第1類感染症
発熱、下痢、急性大腸炎	急激な発熱、下痢、しぶり腹、急性大腸炎（粘血便）	サルが下痢をしたら注意	感第2症類
無症状	腹痛、水様性下痢、血便、溶血性尿毒症症候群。 乳幼児、高齢者は重篤傾向		感第3症類
流産、精巣炎、陰囊皮膚炎	インフルエンザ様症状、波状熱	流産した犬は要注意（獣医師の検診を）	感第4症類
不明	発熱、悪寒、関節痛、菌の侵入箇所のリンパ節腫脹	ヒト→ヒト感染はない	—
腎炎。げっ歯類は無症状が多い	発熱、筋肉痛、眼球粘膜出血、黄疸、出血	犬ワクチン有効、水系環境要注意、乾燥は予防に有効	—
無症状が多い	傷口が腫れて痛む、軽症。発症した場合は上部気道炎、気管支炎、肺炎を起こすこともある。死亡例なし。予後良好	犬・猫の口腔内正常細菌叢。菌の保有率：犬75%、猫97%（猫の爪20%） 傷は石鹸でよく洗浄	—

	病名	対象動物	主な感染経路
細菌	サルモネラ症	犬、猫、ニワトリ、ミドリガメ、家畜（ウシ、ブタ等）	経口（飲食物を介して）
	カンピロバクター症	犬、猫、鳥類	経口（飲食物を介して）
	仮性結核	犬、猫、霊長類、偶蹄類	経口（飲食物を介して）
	エルシニア・エンテロコリチカ感染症	犬、猫、ネズミ、ブタ	経口（飲食物を介して）
	ねこひっかき病	猫	直接（咬傷、引っかき傷）
リケッチア・クラミジア	Q熱	野生動物、鳥類、ウシ、ヤギ（偶蹄類）、愛玩動物	直接（経口）、吸入（汚染塵埃、汚染獣皮、汚染毛皮類、乳汁、尿、糞便）
	オウム病	鳥類（セキセイインコ、オウム、ハト等）	吸入（糞便、だ液）
原虫	トキソプラズマ症	猫、犬、家畜（ブタ、ヒツジ）	経口
真菌	真菌症（皮膚糸状菌症）	犬、猫	接触
寄生虫	エキノコックス症	犬、キツネ	経口（飲食物を介して虫卵が口に入る） 媒介：ネズミ
	回虫症（幼虫移行症）	犬、猫	経口（糞便中の虫卵が口に入る）
	疥癬症	犬、猫	接触

※印：わが国で病原体がまだ、もしくは長期間発見されていない病気

【参考文献・資料・ホームページ】

1. 動物由来感染症ハンドブック：厚生労働省健康局結核感染症課編、2002
2. 動物由来感染症：厚生省生活衛生局乳肉衛生課編
3. 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
4. 厚生労働省検疫所 <http://www.forth.go.jp/>
5. 国立感染症研究所感染症情報センター <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
6. 人と動物の共通感染症研究会 <http://www.hdkkk.net/>

動物の主な症状	人の主な症状	その他	感染症の類型(※※)
無症状が多い	発熱、下痢、嘔吐等の急性胃腸炎	特にカメの保菌率は高い	-
無症状が多い	発熱、粘血便を伴う腸炎		-
無症状が多い	胃腸炎、虫垂炎、泉熱様疾患、発熱、発疹		-
無症状が多い	頭痛、咳、咽頭痛などのかぜ様症状、腹痛、吐気、嘔吐、胃腸炎、下痢、虫垂炎、関節炎		-
無症状が多い	リンパ節の腫れ、発熱、ほとんど軽症	特に子猫は注意	-
無症状が多い、流産	インフルエンザ様症状、悪寒、戦慄を伴う急激な発熱、頭痛、食欲不振、全身倦怠、気管支炎、肝炎、髄膜炎、心内膜炎	ダニからの感染も有	第4類感染症
下痢、元気消失。ヒナや若鳥では症状が重く、成鳥では無症状が多い	インフルエンザ様症状、突然の発熱、咳嗽、全身倦怠感、食欲不振、筋肉痛、頭痛、関節痛	口移しでの餌やり禁止	
猫：全身感染、肺炎、腸炎、脳炎 犬：下痢、ジステンパー類似症状	不顕性感染がほとんど。急性の場合、発熱、脈絡網膜炎、脳症状。先天性の場合、上記症状以外に脳水腫、水頭症、発育障害	無症状感染も多い。妊婦は特に注意	-
脱毛、フケの発生、皮膚の肥厚、痂皮形成	軽度の脱毛等の皮膚障害、かゆみを伴う	感染動物は隔離、治療。部屋の清掃は必要	-
無症状が多い	上腹部の不快感、膨満感、腹痛、肝機能障害、腹水、黄疸、重度の肝機能不全	人では10年以上経っての発症もある	感第4類
子犬、子猫：食欲不振、下痢、おう吐 成犬、成猫：無症状が多い	幼児で肝臓、脳、目等に障害	犬、猫に触ったり、砂場等で遊んだ後の手洗い励行	-
皮膚の強いかゆみ、脱毛	皮膚の強いかゆみ、脱毛		-

※※印：感染症の類型

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、感染力、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点からみた危険性と対応の内容及び必要度により、その高い順に第1類から第4類に区分、類型化している。

図表7：代表的な消毒方法と特性

消毒法（消毒薬）	消毒方法	特 性	対象微生物	代表的薬剤名（製品名）
熱湯消毒	80度 5秒以上	・簡単、安価、残留性無 ・より高温、長時間で高効果あり ・熱に弱い素材には不適 ※食器、布類、床、壁等に適	一般細菌に有効 （条件によりウイルス等にも有効） 芽胞は無効	
煮沸消毒	100度 10分以上	・簡単、安価、残留性無 ・より長時間で確実性があがる ・熱に弱い素材には不適 ※ガラスや金属製の食器、器具、布類等に適	細菌、真菌、ウイルスに有効 （芽胞細菌は無効）	
逆性石けん	洗浄、浸漬	・低毒性、分解しにくい（安定性） ・手指などの使用に適 ・布類の消毒には不適 ・有機物により効果低下 ※手指、皮膚、床、壁、器具等に適	細菌に有効（MRSA含） ウイルスは無効	塩化ベンザル コニウム
アルコール類	塗布、噴霧	・低毒性、使用法簡易 ・汚れを残さない（脱脂作用） ・引火性有、蒸発性高い ・プラスチック、ゴムの一部を変質 ※手指、皮膚、ガラスや金属の器 具の表面等に適	細菌、真菌に有効 芽胞、ウイルスは無効	消毒用エタノー ル
グルコン酸ク ロルヘキシジ ン	塗布、浸漬	・低毒性、低腐食性 ・アルコール併用可 ・粘膜への使用不可（耳、目も） ・石けん分があると効果低下 ※獣医師と相談して使用	細菌、真菌に有効 結核菌、芽胞、ウイルスは無効	ヒビテン液
塩素剤	塗布、噴霧、 浸漬	・低毒性、安価、低残留性 ・分解しやすい（不安定性） ・金属腐食、刺激臭・脱色性有 ※布類、水、食器、床、壁等に適	細菌、真菌、ウイルスに有効 結核菌、一部の真菌無効	次亜塩素酸ナ トリウム
クレゾール	塗布、洗浄	・安価、有機物があっても有効 ・臭気が強い、損傷皮膚には不可 ※排泄物、床、壁等に適	細菌、真菌に有効 芽胞、ウイルスは無効	クレゾール石 けん
ヨウ素剤	塗布	・皮膚、粘膜、傷への使用可 ・分解しにくい（安定性） 【日光、有機物で分解】 ・着色性、金属腐食性有 ・過敏症を起こす可能性有 ※獣医師と相談して使用	細菌、真菌、ウイルスに有効 （一部の芽胞、ウイルス除く）	ポピドンヨード
過酸化水素	塗布	・傷、潰瘍への使用可 ・発泡による機械的洗浄作用有 ※手指、皮膚（傷、潰瘍）等に適	一般細菌に有効	オキシドール
グルタール （アルデヒド系）	噴霧、浸漬	・人体に使用不可（劇薬指定） ・金属腐食、刺激臭 ※獣医師と相談して使用	細菌、真菌、ウイルスに有効 結核菌、芽胞にも有効	サイデックス ステリハイド グルタールZ
○消毒のポイント：		①消毒薬は汚れを落としてから。 ②消毒薬の使用温度は「室温」が効果的。 ③消毒薬は適正な濃度と消毒時間を守る。	④消毒薬の有効期限を確認。 ⑤消毒薬の保管場所に注意。 ⑥使用に不安、疑問があるときは必ずメーカー、 獣医師、薬剤師に相談すること。	
【参考文献・資料・ホームページ】				
1. 消毒と滅菌のガイドライン：厚生省保健医療局結核感染症課監修、ヘルス出版、1999				
2. 伝染病予防必携－第2版補訂版－：（財）日本公衆衛生協会、1979				
3. 愛知県衛生研究所 http://www.pref.aichi.jp/eiseiken/				

8 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに搜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

趣 旨

家庭動物等が逸走した場合、人の生命、身体等への危害発生のみならず、動物の事故、外敵等との遭遇などが懸念されます。また、動物が外来の野生由来種であった場合、自然生態系への影響も懸念され、生物多様性の保全上の問題も生じます。

本項は、すべての家庭動物等の逸走防止、とりわけ、飼養施設において飼養保管する場合の留意事項を規定したものです。

解 説

動物が逸走する場合としては、通常の管理に手落ちがあったと思われる場合だけでなく、動物が予想外と思われる行動をとる場合も少なくありません。

例えば、犬がカミナリや花火の音に驚いて、鎖を引き千切ったり、十分な高さを有すると思っていた塀を乗り越えて逸走するというようなことは、決して珍しいことではありません。このように家庭動物等は、恐怖、発情などの際に平常時には見られない能力を発揮することがあります。外見からは判断のつき難い土を掘る能力、跳躍力、壁をよじ登る能力などが極めて高い動物もいます。

所有者等は、このような動物の特性等を十分に理解し、成長にも配慮した上で飼養施設の強度、材質、構造等を決める必要があります。

また、動物の尿、清掃時の水や消毒剤などによって施設の腐食が進行するのは、思いのほか早いものです。家庭動物等が、施設の一部のみに執着してツメやツノをとぐといったような行動も、往々にして見られます。施設をこまめに点検し、設置当初の強度や構造が維持できるよう、補修に努める必要があります。

強度や構造が十分であっても、扉の閉め忘れなどのような単純な人為的ミスが起り得ることもあります。このようなこともあらかじめ想定して、二重扉や複数の人が自由に出入りできないような部屋等の中に飼養施設を配置する等の配慮が必要です。

飼養施設の点検、管理、補修等に加え、動物が逸走した場合の捕獲方法等を定めたマニュアル等を策定し、飼養管理に従事する者が複数である場合には必要に応じて訓練を実施するなど、動物の逸走時に備えておく必要もあります。

もし逸走した場合には自らの責任において速やかに捜索、発見に努めなければならないことは当然ですが、その際、必要に応じて関係機関への連絡も必要となることと、逸走した動物は遺失物法に基づく「逸走の家畜」に当たることから、管轄警察署との連携が重要となることも想定しておく必要があります。この場合、第4の1で規定された適切な所有の明示措置が行われていることは、このような逸走時に有効であることは言うまでもありません。

9 危害防止

所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

- (1) 飼養施設は、動物が脱出できない構造とすること。
- (2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある動物の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。
- (5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。
- (6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講ずること。

趣 旨

8の逸走防止等は、すべての家庭動物等の逸走防止を規定したものであるのに対し、ここでは、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が逸走した場合等に人への危害を防止することを主眼として規定しています。なお、危険動物については、法16条に基づき、殆どの都道府県等において条例による飼養許可制等の規制を行っており、基本的には、まず、これらの条例に基づく基準を遵守する必要があります。

人に危害を加えるおそれのある動物としては、まず、法の施行令に基づき人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として指定されたものが含まれますが、それ以外にも、広義に解釈する必要があります。これは動物の種類、大きさ等に限定することなく、個体差も考慮する必要があるからです。

なお、法の施行令で指定された危険動物の飼養については、以下のように万全の処置を講じることが必要になり、所有者等の責務は非常に重大です。「第3 飼養及び保管に当たっての配慮」

の規定に基づき、まず、これらの動物を家庭動物として飼養することの妥当性を慎重に判断すべきでしょう。

解 説

動物が加えるおそれのある人への危害には、有毒動物によるもののほか、噛みつく、蹴る、体当たりする、刺す等さまざまな形態が考えられます。また、不安、恐怖、発情等によって、それまでは考えられないような行動を示す場合もあります。逃走時の外部からの刺激によってパニックに陥り、結果として危害性を発現することも否定できません。「人に危害を加えるおそれのある動物」については、このようなことまでをも含めて考えておく必要があります。

(1)については、飼養施設は家庭動物等の成長に配慮した強度、構造を有し、単純な人為的ミスを含め想定し得る限りの事態が発生しても動物が脱出できないような構造とすることを求めたものです。例えば、錠の掛け忘れによる逸走を防止するためには、自動的に施錠できるような構造や二重扉などが挙げられます。飼養する家庭動物等が自ら開錠できないような構造といったようなことにも配慮することが必要です。また、飼養施設の中であっても、動物の四肢や口の一部が出るような構造のものは、その外周に人止柵等を設けるなど、安易に人が近寄れないような工夫をする必要があります。なお、これらの動物の飼養施設についても第4の2の規定に沿い、家庭動物等の種類、習性及び生理を考慮されたものであることが必要となります。

(2)については、十分な強度を有した隔壁等で作業中に動物を隔離できるような構造、又は飼養施設の外に出すことなく別の施設に移すことができる構造等が望まれます。また、飼養に当たる者の視界に死角ができないような工夫も必要です。

(3)については、動物が逸走した場合の緊急連絡網や捕獲体制等を定めた具体的かつ詳細なマニュアル等を作成し、管理従事者が複数ある場合にあっては、すべての者に周知しておくとともに、定期的に訓練を実施することなどが求められます。

(4)については、施設のわずかな破損等であっても重大な結果を招きかねないことから、視認のみで終わらせることなく点検し、必要な補修を怠らないようにすることが求められます。施錠についても、施錠されていることの確認のみならず、錠及びその関連部品等の状況をも含めて確認することとします。この際、動物の数や行動の異常の有無なども併せて確認することが必要です。

(5)については、捕獲等のための機材は動物によって千差万別ですので、所有者等の責務として、あらかじめ専門家等のアドバイスを受けて用意する必要があります。なお、これらは、直ちに使用可能な状態にしておくか、組立て、装填等が必要なものにあっては速やかに使用可能な状態にできるよう配慮しておくことが求められます。

(6)については、人に危害を加えるおそれのある動物を逃がした場合には軽犯罪法が、実際に被害が発生した場合には刑法が適用される場合もあることを十分に認識し、周辺住民の安全を第一に考慮すると通報する関係機関は管轄警察署と考えるのが妥当でしょう。さらに、危険な動物等の飼養の許可を規定した条例の中に、当該動物が逸走した場合にその旨を届け出ることの規定が

ある場合には、管轄保健所や動物管理関係事業所等も含まれます。

ただし、どの場合にあっても、逸走した動物の捕獲等については一義的には所有者等の責務となります。

10 緊急時対策

所有者等は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

趣 旨

地震、火災等の非常災害時においては、多くの家庭動物等が飼養者とはぐれたり、或いは保護施設等に収容されたりします。また、法第16条の政令で定める人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがある動物等が逸走した場合には、非常に危険な事態を発生させ、二次災害の原因ともなるおそれがあります。

このため所有者等は、日頃から飼養施設の点検・整備や地震、火災等の緊急時にとるべき措置として、家庭動物等の保護、事故防止、適切な避難場所の確保等を定めておくなど、予め万全の対策を講じておく必要があります。

なお、「地震、火災等」の「等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、噴火その他の異常な自然現象や爆発等が挙げられています。

解 説

非常災害時においては、塀や家屋の倒壊等、動物舎への被災の影響や動物の種類、飼養頭数、飼養場所と飼養方法、更に周囲の状況によっても不確定な様々な事態が想定されることから、これらを十分に考慮し、次のような策を講じておく必要があります。

【 緊急措置を定めておくこと 】 非常災害時においては、動物の保護と人への危害防止等の観点から突発的な事態においても的確な対応がとれるよう必要な非常用常備品、消火器、捕獲網等の捕獲用具類の保管場所や取り扱い方法、既定の避難場所への避難方法等に関することについて定めておく必要があります。特に、危険動物については、万一、建物や飼養施設の破損、倒壊等によって逸走した際には、管理責任上、所有者等が速やかに保獲する必要がありますが、最悪の事態を想定して直ちに警察、消防、都道府県所管部局等、関係行政機関へ通報するための連絡体制などの緊急措置を定めておく必要があります。

【 日常の適切な管理と避難に必要な準備 】 所有者等は、日常から非常用常備品や避難場所の他、避難方法及び避難場所への避難道路等の経路を確認しておくことが大切です。

特に、危険動物については、日常から施設の老朽、破損箇所等の点検、施錠の確認等、脱出防止及び逸走防止に十分注意する必要があります。更に、動物種に応じた捕獲網等の捕獲用具類、消火器や散水装置等を配置しておく必要があります。

一方、その他の家庭動物等については、基本的に、犬鑑札、名札、マイクロチップ等の身元標識の装着、感染症予防ワクチンの接種、不妊去勢手術をしておくという基本的責務を徹底しておくことは、非常災害時の対策としても重要です。また、避難所等で、家族の一員として共に生活するためには、日頃から社会生活上、基本的な「しつけ」をしておくことや社会化の訓練によって人や動物に慣れさせておくことも大切です。

なお、救援協力を得るために近隣とのコミュニケーションを良好にしておくことも大切です。

【 非常災害発生時の対応 】 非常災害発生時には、まず動物の安全を確かめ、災害から動物を守ると同時に、損壊した施設から動物が逸走するなどの事故防止に努めなければなりません。特に、危険動物であれば緊急措置に従い逸走防止等を確実に行う必要があります。また、避難する場合には、所有者等は、できる限り非常用常備品を携行し、動物については、輸送運搬用ケージによる他、引き綱で確実に保持し、あらかじめ確保または確認した安全な避難場所へ避難させるよう努めなければなりません。

なお、避難場所とは、公的に指定された広域避難地はもとより非常災害発生時の出火や延焼及び建物の倒壊等被災の影響のない屋内又は屋外の安全な場所や、必要に応じて緊急時に動物を預かってくれる親類、知人、動物病院などの安全な場所をいいます。

【 非常用常備品の具体例（犬の場合） 】

数日分の餌（ドライフード）、水及び給餌給水用の容器、首輪、引き綱（リード）、携帯用ペットケージ（犬の体の大きさに合ったもの）、ふん等の汚物処理用具、登録番号や予防注射の記録などを含む健康記録手帳、動物の写真（飼養者と同伴のもの）、救急医薬品等

第5 犬の飼養及び保管に関する基準

- 1 犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。
- 2 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。
- 3 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。
- 4 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。
 - (1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
 - (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。
 - (3) 運動場所、時刻等に十分配慮すること。
- 5 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するよう努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第18条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。
- 6 犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

趣 旨

ここでは、犬の所有者に対して、共通基準以外の犬の飼養及び保管に関する責務を示しています。この項の中核は、他人の生命や身体、財産に対して危害や迷惑を及ぼさない適正な飼養管理の重要性、飼養できなくなった犬に対する譲渡等の責務、ならびに犬の行動学に基づいた正しいしつけと訓練の必要性、子犬の発達行動学に基づいた譲渡時期の適正化にあります。

即ち、放し飼いの防止とけい留、しつけ及び訓練、運動上の留意事項、譲渡又は引取り、子犬の譲渡時期についての基準が示されております。

解 説

1の犬の放し飼い禁止については、咬傷事故の発生や農作物、家畜、家禽への被害、他人の土

地を荒らす、犬のふん尿による道路、公園等公共の場所を汚染するなどの迷惑が多発していることから、犬の所有者等に対して放し飼いの原則禁止を定めているものです。犬の放し飼いについては、本基準のほか、殆どの都道府県等において、条例等により罰則付きで禁止しています。

ここで適用除外として例示されている柵等で囲むとは、金網やブロック塀で外部と隔離した囲いのことで、逸走できない状態にある場合をいいます。屋内等とは、人が起居する部屋に限らず、ベランダ、玄関、物置小屋等広い意味を持ちますが、外部と隔絶された状態でなければなりません。人の生命、身体及び財産に危害を加え、または人に迷惑を及ぼすことのない場所とは近くに人や動物がいない場所、あるいは柵等によって囲われ、人や動物と隔離された場所を指します。また、これらの場所であってもしつけや訓練がなされていない犬にあっては逸走のおそれや、万一、人や他の動物に遭遇した時、危害を及ぼすことも考えられるので、飼養者が制御できるよう充分しつけ、訓練をしておくことが必要です。都会では十分な運動が可能な敷地が少ないことから、安易に公園等の公共の場所で放したり、飼い犬への自信や慣れから放すなどの基準に反する例が見られることから、飼養者の自覚が強く求められています。

2の犬のけい留とは、所有者等が自己の所有地内において、人畜その他に害を加えるおそれがないように丈夫な鎖や綱などで固定したものに犬を繋いでおくことをいうものですが、檻に入れ、又は柵等で囲い、或いは保管施設で外に出られないようにした場合も「けい留」とみなすことができます。その他ランニングチェーンの場合は犬を繋ぐ鎖等が制御範囲の確認可能な長さであることと犬種に見あった強度である必要があります。

所有者等は、犬の行動範囲を見定め、外部の人が容易に近寄ることができないよう、けい留する綱の長さや、けい留場所が見通しが良く道路又は通路に接していないこと等に留意しなければなりません。

3では、犬の「しつけと訓練」に関して、これまでの基準では、危険防止の観点からのみ規定していたものを本基準では迷惑事例の大きな部分を占めているふん害等の防止の観点を含め、所有者等は適正な方法で「しつけと訓練」を行い、その成果を担保する責務があることを示しています。

特に、所有者等に対する服従訓練は不可欠な要件であり、この訓練なしには犬の問題行動に関するトラブルの根本的解決や犬を自由にコントロールすることができません。

また、家庭内でのしつけには、排尿排便のしつけや食事の際のしつけ、無駄吠えに関するしつけなどがありますが、いずれの場合も幼い時期（最初）から積極的に行う必要があります。かわいいとかかわいそうということで、時期を逸しますと子犬は勿論のこと所有者も後々苦しみを味わうこととなります。また一度身についてしまった悪い癖（問題行動）の矯正には、かなりの労力と時間がかかるものです。

今まで、しつけには罰が必要と考えられてきました。しかし、これは間違いです。特に人間社会で共存する家庭犬のためのしつけや訓練のコツは罰を与えるのではなく、たくさん褒める（あるいはご褒美を与える）ことです。つまり所有者にとって都合の良い行動を犬が示した時に、

すかさず褒める、ご褒美を与えるというわけです。怒鳴らない、叩かない、叱らない、ひたすら褒めるだけ、罰（特に体罰）は絶対に与えないというのが、家庭犬のしつけや訓練でのポイントです。また犬の要求には決して従わないというのもしつけや訓練の際には重要となります。（例えば犬が要求するから散歩に出るというのではなく、所有者が散歩に行きたいから犬を連れ出すというようなことです。）

一方、服従訓練では、犬が名前を呼ばれたら如何なる場合でも所有者の所に来る、来たら座るとするのが基本となります。これも幼い時期から出来る訓練です。この時期にこうした基礎訓練が徹底的に行われれば、ある程度成長してからの服従訓練は極めて楽になります。

犬が所有者等の制止に従うということは、犬よりも所有者の方が社会的地位が高くなければなりません。このためには、先に述べた基礎訓練と犬の要求には如何なる場合も従わないという日常の態度が重要となります。

4では、犬の運動(散歩)時における所有者等の遵守事項が示されております。基礎訓練は勿論のこと服従訓練が完璧であれば、いざという場合でも犬を制御することが容易にできます。しかし、必ずしもそうした犬ばかりがいるわけではありません。したがって散歩時等引き運動の際には、犬の行動を制御できる者が行う必要があります。また散歩時の犬の突発的な行動に耐えられる引き綱の素材や状態も重要となります。また、常に点検しておく必要があります。一方、人通りの多い町中や子供達が遊んでいる公園では、たとえ引き綱を付けていたとしても、他の人には不安を感じさせるものです。したがって運動場所や時間帯にも十分配慮する必要があります。

5では、犬の所有者は、やむを得ず継続して飼養することができない場合には、まず適正に飼養することのできる者に譲渡するように努める責務があることを示しています。

適正に飼養することができる者とは、住宅環境、施設などの物的要件などの他、家族の同意があり、終生飼養の責務を果たす意志があると認められる者を言います。

やむを得ずとは、所有者等が死亡、その他相当な理由により継続して飼えないと一般的に認められる場合をいいます。

次に、引取りについては、前述の理由によりやむを得ず継続できなくなった犬について、新たな飼養者を探してもどうしても見出すことができなくなった場合には、法第18条により、都道府県等（都道府県及び指定都市、中核市、その他政令で定める市〈特別区を含む〉）はこれを引取ることとなっています。

これは旧動物保護管理法を制定する一つの動機となった犬やねこの安易な遺棄の横行及び野良犬や野良ねこの増加と咬傷事故など人への危害の頻発といった、当時の社会状況に対処するために設けられた規定で、終生飼養という基本的責務を担う飼養者にとっては、緊急避難的措置ともいべきものであることを肝に銘じ、安易に引取りを求めるべきではないことは言うまでもありません。この引取りは、犬、ねこの遺棄による危害を未然に防止し、野良犬、野良ねこの増加、人への危害防止を図るために設けられたものです。

6では、子犬の社会化期の重要性を考慮して、譲渡の時期をさらに明確にした基準を示してい

ます。

これまでの基準では「犬またはねこの所有者は、特別の場合を除き、離乳前の子犬または子ねこを譲渡しないよう努めること」とされていました。本基準では離乳前の譲渡は勿論のこと子犬が適切な社会化の時期を経験する以前には譲渡しないよう努めることが所有者等の責務であるとされています。特別の場合とは、母犬の分娩事故等による死亡、子育ての放棄等です。また、何らかの事情で社会化期終了以前に譲渡せざるを得ない場合には、その旨を譲渡される者に知らせておく必要があることを示唆しています。

社会化とは、「社会的行動の学習によって社会集団のメンバーとして適当な行動ができるようになること」で、これをわかりやすく言えば、動物が他の動物でも人間でも自分以外の存在との接触、体験を通じて、相手を単なる物としてでなく何らかの付き合いをしていく社会的存在として受け入れて、過剰な反応なしに正常な行動がとれる能力を獲得することを言います。

犬の社会化期は、3週齢から12週齢といわれ、子犬の初期の発達段階のなかでも特に重要な時期とされています。この社会化期における子犬の身体的ならびに社会的環境が、後々の子犬の性格や子犬との様々な相互作用（他の犬との、母犬との、人との、環境との相互作用）に大きな影響を与えるからです。

この社会化の時期に母犬と所有者である人の愛情が十分に注がれ、また同胎犬（きょうだい犬）との触れ合いが存分になされれば素晴らしい家庭動物としての基礎が築かれることとなります。したがって少なくとも60日前後まではこのような環境の中で子犬を育む必要がありそれ以前の譲渡は慎むべきでしょう。

第6 ねこの飼養及び保管に関する基準

- 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康と安全保持の観点から、屋内飼養に努めるものとし、屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染、不慮の事故防止等ねこの健康と安全の保持に十分な配慮を行うこと。
- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見出すことができない場合に限り、都道府県等に引取りを求めること。
- 5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

趣 旨

ねこの飼養、保管基準については犬と同様に共通基準を適用するもの以外の事項についても、旧「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」を継承しつつ、見直しをしています。特に、ねこの健康と安全の確保、適切な繁殖制限による都道府県等の引取り数の抑制、迷惑・被害の防止等を総合的に推進するための飼養及び保管の基準を示しています。

周辺環境に応じた飼養保管をすることにより、人に迷惑を及ぼさないよう努めること。ねこの健康、安全の観点から屋内飼養に努めること。屋外飼養のねこは原則として不妊、去勢手術等の繁殖制限の措置を行うよう努めること。譲渡に関しては犬の場合と同様に子ねこの発達行動学に基づいた社会化に考慮すること等が盛り込まれた基準となっています。

解 説

1では、ねこには、犬のようにけい留義務がなく、飼いネコであっても屋内外を自由に出入りする事例が少なくないことから、地域によっては、過密な都市環境の中で近隣トラブルや苦情等が多発し問題となっています。苦情内容は、「ふん・尿」「鳴き声」「庭やゴミを荒らす」が特に多く寄せられています。

このように、ねこにより何らかの被害・迷惑を受けた経験のある人は非常に多く、更にねこの問題は、動物本来の要素以外にも都市化と過密な居住環境、核家族化、少子高齢化、ゴミ処理の

あり方、コミュニケーションの欠如等、様々な事柄が複合的に関わっており、問題を一層複雑化しています。このようなことから、法第5条に定める責務に基づき、ねこの所有者等は、周辺環境に配慮し、人に迷惑及ぼすことのないよう適正な飼養を行うよう求めたものであり、後で規定されている屋内飼養もその有効な方法の一つです。

2では、ねこは、独立心が旺盛で犬ほどに鳴き声の問題や散歩など手間もかからないことなどから近年人気の高い理想的なコンパニオンアニマル（伴侶動物）として飼養する人が増えてきていますが、ねこの飼養については様々な形態がみられます。ねこの狩猟本能や縄張り本能など、ねこ本来の習性、本能を考えれば外で自由放任的な飼養をすることが望ましいという考え方もありますが、現実には都市化が進んだ社会の中では、屋外での交通事故、疾病の感染、罹患の危険性が高まっており、ふん尿等による近隣のトラブルも顕在化しています。また、地域によっては、希少な野生動物を捕食するなど自然環境への影響も危惧されています。このため、ねこを不慮の事故や感染症から守るためにも屋内飼養は合理的な飼養方法として認められていることから、これに努め、また、屋内飼養によらない場合には、健康と安全の保持に十分な配慮を行うことを規定したものです。

屋内飼養は、現在の集合住宅居住の拡大など住居形態の変化もあり、また、飼養者としての責任やねこの関係が強くなれば必然的に飼養形態の一つとしてさらに理解され普及していくものと考えられます。欧米においては既に一般的な飼養形態となっています。

また、行動学的にも縄張り本能、社交性、グルーミングなどのねこの特長を理解することによって適切な屋内飼養を実現することができます。幼少期から屋内のみで飼養し、不妊去勢、排泄場所の「しつけ訓練」をすれば屋内飼養の定着は容易です。成ねこで屋内飼養されていないねこの場合には、性急に屋内飼養に適応させることは困難ですが、ねこの性格に合わせて生活環境を整えながら、徐々に屋内で過ごす時間を増やしていけば、屋内飼養を定着させることができます。また、複数頭一緒に飼養することも可能であり、社会化期に適切な環境におけば、ねこ以外の動物と一緒に暮らすことも可能です。

ねこの疾病感染の防止の面から言うと、例えば、猫免疫不全ウイルス（FIV）及び猫白血病ウイルス（FeLV）の感染状況は、屋外飼養又は屋内外飼養のねこは、屋内飼養のねこに比べて著しく陽性率が高いことが証明されています。その他、猫伝染性腸炎など様々な感染症が屋外での汚染された環境や感染動物との接触から感染し、不幸にも死に至ることもあります。また、トキソプラズマ症は、公衆衛生上、重要な動物由来感染症として知られていますが、屋外で汚染された環境や感染動物との接触により感染の危険性が高まるものと考えられており、公衆衛生的な観点からも屋内飼養の安全性を示しています。

なお、このような様々な疾病の感染防止のためには、何よりも動物病院での定期健康診断が重要なことですが、屋内飼養により健康状態の把握も容易になり、病気の早期発見にもつながります。

また、不慮の事故の防止等健康と安全の保持の面から言っても、野生における自然環境と異な

り過密な都市環境の屋外では、交通事故が最も危険が高いことはいうまでもありません。また、ねこどうしの縄張り争いや、人や動物からの危害、転落や迷入事故、生ゴミなど不衛生食物や毒物の摂食など、屋外は危険で満ち溢れています。ねこの所有者等は、屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、こうした不慮の事故や感染症等からねこを守るために、十分な配慮を行う必要があります。このため、状況に応じては引き綱による散歩やつないで飼養する例もあります。

なお、感染症予防ワクチンの接種、不妊去勢措置、身元標識の装着は、飼養方法の如何を問わず最低限の心得として認識すべきことと言えます。

【 屋内飼養の留意点 】

- 屋内でプライベートな縄張りとしての最低限必要な空間の提供（隠れ場所、食事の場所、トイレの場所、見張り台、遊び場所、休息場所等）
- しつけと管理（定位置での排泄と食事、トイレ砂の管理や清掃、抜け毛の管理等）
- 問題行動の矯正（爪とぎ対応、不妊去勢手術による雄ねこの尿スプレーの軽減、発情期の鳴き声等の軽減と性衝動ストレス等の軽減等）
- ストレスの解消（高い所などの立体的な運動ができること、玩具で遊ばせること等）
- その他（身元標識等の装着、感染症予防ワクチンの接種、高層住宅等での転落防止等）

また、地域によっては、野生動物保護の観点からも、屋内飼養を行うべき場合も考えられます。

3では、共通基準で示した所有者の繁殖制限の責務の他に、特に屋内飼養以外のねこ、即ち屋外飼養や屋外屋内を自由に出入りする飼養ねこに対しては、去勢手術や不妊手術等による繁殖制限の措置を講ずる必要性と責務が所有者にあることを特に示しております。ねこは他の動物に比較して繁殖力が強いことと、その飼養形態が屋外または屋内外出入自由の場合は人為的に交尾をコントロールすることができないことによるものです。

通常ねこは年に2～4回の発情期があると言われ、また交尾刺激排卵のため受胎率も高く、さらにその時期に妊娠しないと、その後2～3週間毎に発情期が続くこともあります。その結果、望まれない子ねこの出産の増加につながるおそれがあります。

雌ねこを巡って雄ねこが複数集まることやねこ同士の争いによるけがや、感染症等の疾病が蔓延する可能性もあります。したがって屋外飼養や屋外屋内を自由に出入りするねこの去勢あるいは不妊手術などによる繁殖制限は所有者として当然の責務といえるでしょう。

4ではねこの所有者は、動物愛護の観点からやむを得ずねこを継続して飼養することができない場合には適正に飼養できる者を探し、譲渡による当該ねこの終生飼養を図るよう努めるものとしています。

また、行政による引取り規定は、犬の場合と同様の趣旨で定められているもので、最後の手段として選択されるべきと言えます。

引取りの事態が生じる主な原因としては、安易な飼養動機、飼養環境等の将来の見通しの欠如、飼養者の社会的、経済的事情や健康上の問題等はもとより、特に、ねこの場合は、子ねこが簡単

に入手できるため、安易な飼養動機や意図しない繁殖から増加し、さらに不適正な飼養により問題が生じ、飼いきれなくなって所有権を放棄すること等が挙げられます。また、行政に引取りを求められるねこは、成ねこより子ねこが多いのが現状であることや、ねこの場合には譲渡先を見出すことは極めて難しいことから、ねこの所有者は、飼い始める前に、飼養可能な頭数の限界や不妊去勢等の繁殖抑制について十分留意し、このような不幸な事態が生じないようにすることが重要と言えます。

5では、子ねこにおける社会化期の重要性を考慮して、譲渡の時期をさらに明確にした基準が示されております。これまでの基準では「犬又はねこの所有者は、特別の場合を除き、離乳前の子犬又は子ねこを譲渡しないよう努めること」となっておりました。今回の基準では、離乳前の譲渡は勿論のこと、子ねこが適切な社会化の時期を経験する以前には譲渡しないよう努めることが、所有者の責務であるとされております。また社会化に関する情報、例えば何らかの事情で社会化期終了以前に譲渡せざるを得ない場合には、その旨を譲渡される者に知らせておく必要があることとしております。

ねこの社会化期は、生後3週齢から9週齢といわれ、子ねこの初期の発達段階のなかでも特に重要な時期とされています。この社会化期における子ねこの身体的ならびに社会的環境が、後々の子ねこの性格や環境に対する反応や適応に大きな影響を与えるからです。この社会化の時期に、母ねこ所有者である人間の愛情が十分に注がれ、また同胎ねこ(きょうだいねこ)との触れ合いが存分になされれば、素晴らしい家庭動物としての基礎が築かれることとなります。したがって社会化期の期間中は、そうした環境の中で子ねこを育てる必要があり、それ以前の譲渡は慎むべきでしょう。

第7 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- 1 管理者は、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。
- 2 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないように、その予防のための措置を講じるよう努めること。

趣 旨

本項は、法第5条ならびに法改正時の国会の附帯決議等を踏まえ、規定されたものです。学校、福祉施設等は、教育や福祉を目的とした重要な役割を有する組織として、動物の適正な飼養及び保管の普及ならびに人と動物の共生の実現に関して大きな役割を果たすことが期待されています。

これまで学校等で生態の観察を目的として飼養及び保管する動物に対しては「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」の規定に基づき、「展示動物等の飼養及び保管に関する基準」に規定されていた愛がん動物を対象とする各基準を準用していました。今回、本基準の中に項目が設けられ、学校、福祉施設等における動物の飼養及び保管に関する管理者は、獣医師等十分な知識と経験を有する者の指導の下に、基準の各項に定める事項について適切に実施し、事故防止に努めることとされています。

解 説

学校、福祉施設等で飼養されている動物は、子供たちに情操の涵養、優しい感性を育むものとして、また心の癒し、安らぎを与える存在として重要な位置を占めています。

人間社会にあって動物愛護と動物との共生は、幼児期から学んでいくことで心の豊かさや温かさが育ち、人格形成に大きな影響を及ぼすことが明らかにされています。

このことから、管理者は本基準を遵守するために、学校、福祉施設等でどのような動物を飼養するのが良いかその選択や、それを適正に飼養するための動物の生態、習性、生理、馴致などを十分に理解しなければなりません。また、多くの人間がその飼養に関与するという特別な関係にある点を重視し、飼養に当たる者の教育、訓練は非常に重要です。また、動物は生命のある生きものなので、飼養管理上の手間を省くことは決してできません。

1は、このため、常時、獣医師等の十分な知識と経験を有する者の指導や連携協力の下に、組織として適切に実施されることが望ましいことを示しています。既に、いくつかの地域において、地元の獣医師団体と学校とが協力して適正な飼養の確保を図る取り組みが進められてきていると

ころです。

2では、管理者は当該施設内の運営に当たって、予め飼養している動物の一般的な知識、接し方、餌のやり方、傷をつけたり、無用な不安や苦痛を与えないよう関係者に周知をはかり、飼養動物の健康と安全の保持に努めることとしています。また、これ以外にも、外部からの侵入者や侵入動物（犬、ねこ、タヌキ、カラス等）による飼養動物の危害等を未然に防ぐための予防措置を講じるなどの配慮が必要です。

第8 その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮を行うこと。

趣 旨

飼養動物が社会全体から広く認知され、人と動物が共生できる社会を実現していくために考慮されるべき視点として、今日の重要課題となっている自然環境の保全があります。

ペットとして飼養された動物の野生化や外来移入動物の遺棄、逃亡などによる生態系への影響は大きな問題となっています。それを防止するために、ペット動物の適正な飼養管理と飼養者責任の強化が求められています。

解 説

人と動物とが共生できる社会を実現するためには、より広く国民の理解が得られ、社会的要請に答えていくことが大切です。このような観点から、ペット動物の逸走等によりもたらされる生物多様性保全上の問題等に答えていくことが飼養者の新たな責任となっています。

わが国では、現に移入種（外来種）による生物多様性への影響として、アライグマ、ミシシッピアカミミガメなどペットとして飼育されている動物の遺棄、逃亡による在来種の圧迫等、生物多様性に関する影響が近年問題化しています。特に、沖縄県等、島嶼部では、家庭動物由来のノネコが絶滅に瀕しているヤンバルクイナ等多くの固有種を捕食するなどの被害を発生させており、緊急な対策が必要になっています。

このため、本項では、動物の所有者等は、動物の逸走、放し飼い等による野生動物の捕食、在来種の圧迫等による自然環境保全上の問題を生じさせないように飼養管理する責務があることを明らかにするとともに、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮をする責務があることが示されています。

第9 準 用

家庭動物等に該当しない犬又はねこについては、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

旧「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」では、飼養の目的に係わらず犬又はねこの全てを対象としていました。

しかし、本基準では、家庭動物等として動物の飼養目的により対象動物を規定していることから、第2の定義で規定する目的以外で飼養される犬又はねこについては、本基準の対象から除外されることになり、これまでの犬、ねこの取り扱いとは大きな差異ができてしまうこととなります。このため、第2の家庭動物等の定義（2）に該当する以外の目的で飼養及び保管される犬又はねこについても、当該動物の飼養保管の目的に反しない限り、本基準を準用することとしています。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

平成14年 5月28日
環境省告示第37号

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- (3) 管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第3 飼養及び保管に当たっての配慮

- 1 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該動物の生態、習性及び生理に関する知識の修得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないよう努めること。
- 2 特に、家畜化された動物ではない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該動物の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡が難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すべきであること。さらに、こうした動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれ大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚する必要があること。

第4 共通基準

1 所有の明示

家庭動物等の所有者は、その責任の所在を明らかにし、逸走した家庭動物等の発見を容易にするため、名札、脚環、マイクロチップ等を装着するなど、動物の種類を考慮して、容易に脱落又は消失しない適切な方法により、その所有する家庭動物等が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じるよう努めること。

2 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等に必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講ぜられるようにすること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

3 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生昆虫等の発生を防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

4 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

5 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

6 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全並びに動物による事故の防止に努めること。

- (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

7 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等に起因する感染性の疾病について、

動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなど、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

(2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排泄物を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

8 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

(1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。

(2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

9 危害防止

所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

(1) 飼養施設は、動物が脱出できない構造とすること。

(2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。

(3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある動物の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。

(4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。

(5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。

(6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講ずること。

10 緊急時対策

所有者等は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第5 犬の飼養及び保管に関する基準

1 犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。

2 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。

3 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。

- 4 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。
 - (1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
 - (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。
 - (3) 運動場所、時刻等に十分配慮すること。
- 5 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するよう努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第18条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。
- 6 犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第6 ねこの飼養及び保管に関する基準

- 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康と安全の保持の観点から、屋内飼養に努めるものとし、屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染、不慮の事故防止等ねこの健康と安全の保持に十分な配慮を行うこと。
- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するよう努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引取りを求めること。
- 5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第7 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- 1 管理者は、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。
- 2 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないように、その予防のための措置を講じるよう努めること。

第8 その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮を行うこと。

第9 準用

家庭動物等に該当しない犬又はねこについては、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の解説

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
電話：03-3581-3351

請負者：社団法人 日本動物保護管理協会

〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館23階
電話 03-3475-1965 FAX：03-3475-1697

【基準解説研究委員会（50音順）】

委員長 武部正美（武部獣医科病院院長）
会田保彦（財団法人日本動物愛護協会理事）
田代和治（元恩賜上野動物園園長）
中台啓二（千葉県保健福祉局健康部動物保護指導センター所長）
丸山啓二（東京都健康局地域保健部環境衛生課動物管理係長）

※無断で本書の全部または一部の複写・複製・転載
および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。
※本書は「グリーン購入法」に係る環境物品調達基準
に適合する再生紙を利用しています。